

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会
(第8回)会議資料

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する報告書
(案)

| 令 和 6 年 2 月 2 日

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会

目 次

はじめに.....	1
1. <u>プロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定の基本的な考え方</u>	4
2. <u>「区域指定」に関するコスト算定</u>	7
(1) 基本的な考え方.....	7
(2) 標準判定式の構築の進め方及び適用関係	9
(3) LRIC モデルの活用・流用の可能性	11
(4) 区域指定に関するコスト算定方法(共通部分).....	13
① 部門別のコスト算定.....	13
② 区域指定に関するコスト算定の需要の考え方.....	18
(5) 各論:各部門におけるコスト算定.....	20
① アクセス回線部門.....	20
② 中継回線部門	29
③ 海底ケーブル部門	30
④ 設備利用部門	32
(6) 区域指定のコスト算定に関する入力値等	33
(7) その他.....	35
3. <u>「交付金算定」に関するコスト算定</u>	38
(1) 基本的な考え方.....	38
(2) 交付金算定に関するコスト算定方法(共通部分)	44
(3) 各論:各部門におけるコスト算定	46
① アクセス回線部門.....	46
② 海底ケーブル部門	55
③ 設備利用部門コスト.....	59
(4) その他.....	60
おわりに.....	62

資料編

資料1 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト 算定に関する研究会 名簿.....	64
資料2 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト 算定に関する研究会 開催状況	65
資料3 第二種交付金及び第二種負担金に係る主な参考条文.....	66

はじめに

我が国では、補助事業等を活用した積極的な整備により、光ファイバ等の固定系超高速ブロードバンドの整備が進み、光ファイバの世帯カバー率が令和5年3月末時点で 99.84%となるなど、世界最高水準のブロードバンド基盤が展開されている。

一方で、人口減少という構造的な課題により、地方のブロードバンド基盤を支える電気通信事業者にあっては、採算性が悪化しつつあり、今後ブロードバンド基盤を維持していくことが難しい状況に直面する可能性がある。また、依然として、ブロードバンド基盤の整備が進んでいない未整備の地域が一部に存在している。とりわけ、離島や山間地を多く有する地域においては、整備後のブロードバンド基盤を維持していくことが採算性の面から困難と見込まれるために整備が立ち遅れしており、地域別ないし地区別にブロードバンド基盤の整備の進捗に差が生じている。こうした背景から同事業者が参入しにくい地域においては、自治体によるブロードバンド基盤の整備が進み、公設民営方式(自治体と電気通信事業者が IRU¹契約等を締結することで、電気通信事業者が自治体所有の電気通信回線設備を設置して、電気通信役務を提供する方式。以下「公設民営」という。)によるブロードバンドサービスが提供されてきた。しかしながら、人口減少等による自治体の財政悪化や医療・福祉といった他分野に優先して財政支出を行わざるを得ない状況等により、公設民営にあってもブロードバンド基盤の維持管理が大きな課題となっている。

こうした将来に向けた構造的で潜在的な課題を踏まえ、令和2年4月から令和4年2月までにかけて、総務省において「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」(座長:大橋弘東京大学副学長、公共政策大学院・大学院経済学研究科教授)を開催し、ブロードバンドサービスの提供を確保する方策等について議論をした。この研究会での取りまとめを踏まえて、第 208 回国会においては、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」が提出された。同法律案では、ブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け、

- 第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して規律(以下「事業者規律」という。)を導入するとともに、
- 不採算地域における第二号基礎的電気通信役務の維持等のための新たな交付金制度を創設する

¹ 破棄し得ない使用権(Indefeasible Right of User)のこと。契約によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用権のことをいう。

といった改正内容が盛り込まれ、審議の結果、令和4年6月に成立した(この時成立した法律を以下「令和4年改正電気通信事業法」という。)。

令和4年改正電気通信事業法の施行に向けて、政令及び省令への委任事項である第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律等の具体的な制度設計を行う必要があったことから、総務省は情報通信審議会に「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について諮問し、令和4年7月に情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会(主査:三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)の下にブロードバンド基盤ワーキンググループ(主査:大橋弘東京大学副学長、公共政策大学院・大学院経済学研究科教授)を開催し、令和5年2月に答申(「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」。以下「2月答申」という。)を得た。これを踏まえて、総務省では、政省令等の必要な準備を整え、令和5年6月 16 日に令和4年改正電気通信事業法とともに、これら政省令等を施行した。

他方、2月答申においては、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律等の制度の基本的な骨格部分の議論が行われ、その結果、ユニバーサルサービス制度の交付金制度における第二種交付金(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 107 条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)及び第二種負担金(法第 110 条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の具体的な算定方法等の詳細を除いて議論が取りまとめられた。

そこで、令和5年9月5日に情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会の下で、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ(主査:関口博正神奈川大学経営学部教授。以下「ワーキンググループ」という。)の初会合を持ち、ワーキンググループを中心に第二種交付金等の具体的な算定方法等の在り方について検討を進めた。

他方で、ワーキンググループでは、第二種交付金の算定等に係る考え方や方向性などの政策の審議が行われることに対して、これとは別に、個別具体的なコスト算定の内容等について議論を深める必要がある。例えば第二種交付金の交付により支援する必要がある区域の指定や交付金の算定をするのに際し、町字別のコスト計算をするために用いる標準的な判定式(後述参照)の構築等を検討する必要がある。

以上を踏まえ、総務省において、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会(主査:関口博正神奈川大学経営学部教授。以下「コスト算定研究会」という。)を令和5年9月 26 日から開催し、ワーキンググループと連携を図りながら、議論を進めてきた。

この報告書は、コスト算定研究会における検討の結果を取りまとめたものである。

1. ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定の基本的な考え方

(ア) 背景

令和4年改正電気通信事業法及び関係政省令の施行によって、改正後の法第110条の2等の規定に従い、総務大臣は第二種交付金の交付対象となる第二号基礎的電気通信役務一般支援区域(法第110条の2第1項に規定するものをいう。以下単に「一般支援区域」という。)及び第二号基礎的電気通信役務特別支援区域(同条第2項に規定するものをいう。以下単に「特別支援区域」という。)を令和6年8月末までに初めて指定し、以後毎年度指定や指定の解除等をすることとされている。

一般支援区域については、同条第1項柱書及び第1号の規定により、全国を電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「法施行規則」という。)第40条の8の2第1項に規定する地域の単位に分けた区域(以下「単位区域」という。地域の単位は町又は字とされた。)のうち、「第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令²で定める方法により算定した額が零を上回る」という要件に該当することが指定要件の一つとなっており、この「総務省令³で定める方法」を具体化する必要がある。

また、法第110条の4第1項の規定によれば、基礎的電気通信役務支援機関(法第106条に規定するものをいう。以下「支援機関」という。)は、「年度ごとに、総務省令で定める方法により第百七条第二号の交付金(中略以下「第二種交付金」という。)の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない」とされており、この「総務省令で定める方法」を具体化する必要がある。

(イ) 2月答申における検討

前述「(ア)背景」で述べた具体化すべき「総務省令で定める方法」については、ブロードバンド基盤ワーキンググループにおいて議論が行われた。その結果、区域指定を行うためのコスト算定においては、2月答申の中で、「収支を区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど事業者の規制コストが大きくなる。また、交付金額の肥大化を防止するためには、事業者固有の非効率性に起因す

² 法施行規則第40条の8の4関係。

³ 同上。

る費用を排除した費用や事業者固有の料金戦略に起因する収益を排除した収益とする必要がある。そのため、この算定に当たっては、標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適當」と結論付けられた。これを踏まえ、前述の法第110条の2第1項第1号に対応して法施行規則第40条の8の4の規定が設けられた。

一方で、交付金算定のためのコスト算定においては、2月答申の中で、「ユニバーサルサービス制度における交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適當である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」との結論を得て、継続検討事項となっている。これに伴い、法第110条の4第1項の規定に定める「総務省令で定める方法」については、今回検討を行う必要がある。

(ウ) 算定方法の検討に当たっての用語の整理

2月答申の議論を前提として、コスト算定研究会では、区域指定に関するコスト算定及び交付金算定に関するコスト算定について、更に詳細な算定方法等の検討を行った。

検討に当たっては、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度（以下「BB ユニバ制度」という。）が、既に運用されている電話に関するユニバーサルサービス制度（以下「電話ユニバ制度」という。）と制度的な類似性⁴を有する観点から、電話ユニバ制度における運用の詳細を参考することは有益である。とりわけ電話ユニバ制度では、第一種交付金（法第10~~79~~条第1号項に規定するものをいう。以下同じ。）の算定方法のうち、加入電話の基本料に係る費用算定には、事業者固有の非効率性を排除するため、長期増分費用モデル（以下「LRIC モデル」という。）が利用されており、その活用・流用の可能性をまず探る必要がある。

一方、電話ユニバ制度と比較して、BB ユニバ制度は、ブロードバンドサービスの提供責務を特定の電気通信事業者に課す制度とはなっていない。したがって、電気通信事業者の自発的な意思により、支援区域（一般支援区域及び特別支援区域の総称とする。以下同じ。）においてもブロードバンドサービスの提供は行われ、また撤退

⁴ BB ユニバ制度及び電話ユニバ制度は、類似点として、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）を提供する電気通信事業者に対して一定の事業者規律を課すとともに、不採算地域については電気通信事業者が負担する負担金を原資として、当該役務の提供に要する費用の一部を補填するための交付金が交付される交付金制度を有する点が挙げられる（法第2章第7節関係）。

もなされ得る。また、自ら設置した電気通信設備を利用して多種多様な電気通信事業者が多様な形でブロードバンドサービスを提供することができる。

こうした電話ユニバ制度との相違点も踏まえて、2月答申では、「標準的なモデル」を用い、実際に支援区域を指定するために全国約 23 万町字に対し区域指定のためのコスト算定を行うこと、そして支援区域となった町字ごとの具体的な交付金額の算定を行うためにコスト算定を行うことの必要性を指摘している。

したがって、これらの「区域指定」と「交付金算定」のための費用の算定方法を、今後、統一した標準的な判定基準として「標準判定式」と称することとし、それぞれ「区域指定に関する標準判定式」と「交付金算定に関する標準判定式」を用意することとする。

2. 「区域指定」に関するコスト算定

(1) 基本的な考え方

(ア) 背景

前述「1. (ア) 背景」で述べたとおり、一般支援区域及び特別支援区域は、法第110条の2の規定に基づき、単位区域の中から、一定の要件を満たすことで指定され得る。

これらの第二種交付金の支援対象となる区域については、具体的には、単位区域(町字)において、現に50%超の世帯をカバーすることが可能な電気通信回線設備を設置し、その状態で一年超の期間、第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者が一者又はゼロであることが法第110条の2第1項第2号及び第2項第2号並びに法施行規則第40条の6の2第2項及び第40条の6の3の各規定により、いずれの支援区域についても共通の要件として定められている。その上で、一般支援区域に該当するのは、法第110条の2第1項第1号の規定、前述した法施行規則第40条の8の4の規定及び令和5年総務省告示第214号⁵によれば、

- ① 単位区域(町字)ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額から「3,869円」(単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が告示した額)を減じた額が零を上回ること、

- ② 後述する特別支援区域の要件に該当しないこと

の両方を満たすことが要件とされている。

さらに、特別支援区域に該当するのは、こうした共通の要件と一般支援区域に該当する要件①を満たした上で、次の3種類の区域がある。

- A) 法第110条の2第2項及び法施行規則第40条の8の5第2項の規定によれば、前述の3,869円を減じた額が零を上回り、その上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上である区域(以下「大幅な赤字地域」という。)
- B) A)の大幅な赤字地域には該当しないが、当該単位区域(町字)において設置さ

⁵ 「電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件」(令和5年6月2日総務省告示)

れる第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が自治体である区域(以下「公設地域」という。)

- C) A)の大幅な赤字地域には該当しないが、当該単位区域(町字)における電気通信回線設備の規模が法施行規則第40条の6の2第2項に規定する規模(50%)を超えない場合で、公設地域に該当しない区域(50%以下の世帯をカバーする電気通信回線設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者が一者又はゼロの区域。以下「未整備地域」という。)

したがって、支援区域の指定には、前述の要件①にある「総務大臣が定める方法」の具体化が必要である。

この点、2月答申において、「標準的なモデル」を使うことが方向性として結論付けられた。

これを踏まえて、区域指定におけるコスト算定における標準判定式の構築に当たつての基本的な考え方を検討した。

(イ) 主な意見

- 可能な限り非効率なものは排除する考え方は重要
- 統計的な手法を扱うにしても、支援が必要なエリアが支援区域と指定されているか、実態と照らして確認しながらコスト算定の方法を決めることが必要
- 標準判定式では考慮できないイレギュラーな要因を想定して、標準判定式の運用では支援区域の指定対象を広く指定しておくことが良いよい
- 支援区域を狭く指定してしまうと、制度自体への期待が薄まる面もあるため、自治体の事情を考慮すると少し広めに指定をすることも検討する必要があり、全体のバランスが重要
- 支援区域を広く指定しておくことについては、交付金の規模等とも関係して、実際の国民負担にも影響する部分であるため、慎重に議論することが必要

(ウ) 考え方

約23万町字の全てについて町字別のコストを算定することは、電気通信事業者の会計整理時の規制コストの増大、未整備地域の町字のコスト算定の困難性、電気通信事業者固有の事情の排除の困難性に伴う交付金の増額によって最終的に転嫁され得る国民への負担の増大など、マイナス面が多く考えられることから、2月答申の方向性を堅持し、客観性を確保した「標準的なモデル」、すなわち標準判定式を適用することが適当である。

標準判定式を構築すべく、既に施行済みの法令の制度枠組みに沿って、「区域指定」と「交付金算定」の2つに分けて検討を進めてきた。区域指定に関する標準判定式は、約23万町字の全てをそれぞれ「一般支援区域」、「特別支援区域」又はそれ以外の区域(以下「非支援区域」という。)に振り分けるために用いるものである。その中で支援区域の指定は、第二種適格電気通信事業者が、当該区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に要する維持管理費用の一部を補填するために第二種交付金を受け取ることができることから、第二種交付金が交付される対象区域を特定することを意味し、交付金額の規模に直結するものである。

したがって、最終的にこの原資の負担が国民に転嫁され得ることに鑑みると、「区域指定」は、あらかじめ定められた要件に従って一意に決定されることが重要であり、裁量・恣意性をできる限り排除して標準判定式の運用が図られることが重要である。

(2) 標準判定式の構築の進め方及び適用関係

(ア) 背景

区域指定に関する標準判定式を構築するに当たっては、法施行規則第14条の3第1項各号に掲げるFTTHアクセスサービス(以下「FTTH」という。)、CATVアクセスサービス(HFC方式。以下「HFC」という。)及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(以下「ワイ固専用型」という。)が第二号基礎的電気通信役務である⁶ことから、これら3つの役務に対してそれぞれ区域指定の標準判定式を構築することが想定される。この点について、具体的な標準判定式の構築の進め方及び適用関係の整理を行った。

(イ) 主な意見

- 区域判定に当たって、実際にまだサービスが提供されていないところをどうするか、電話等では考えてこなかったような難しい課題
- ワイ固専用型は実例が極めて少ないとことや、HFCについても放送との切り分けなどが必要であり、整理に多大なエネルギーを要することを踏まえれば、優先的にFTTHから決める方向で良いよい
- まずはFTTHの標準判定式を構築することで良いよい。また、3つの方式(FTTH、HFC及びワイ固専用型)により判定式の結果が異なり得ることを考慮すると、技

⁶ 3つのいずれも下り名目速度が30Mbps以上のもの。さらにHFCに関しては、上り名目速度が10Mbps以上のもの。詳細は法施行規則第14条の3第1項各号のとおり。

術中立性を確保する必要性に留意しつつ、別途、補正方法や判定式の運用方法を検討することが必要

- まずは FTTH の標準判定式を構築し、その後、HFC とワイ固専用型の判定式を、FTTH の判定式に一定の補正を加えて構築することで良いよい
- HFC のコストの補正值として、一回線当たりの FTTH に係るコスト「X」及び一回線当たりの HFC に係るコスト「Y」を算定し、Y/Xを用いることが可能であるが、補正值について議論することを要望
- HFC について補正值を用いる考え方はかなりシンプルであり、FTTH の判定式ができれば早く構築できる
- HFC は、設備更新等のタイミングで FTTH 化を進めているため、特定の町字において、HFC と FTTH が混在するケースがある。区域指定においては当該ケースの標準判定式の適用を検討することが必要。なお、適用するに当たっては、どちらか算定結果のコストが高い方の標準判定式が適用されることが望ましい
- ワイ固専用型の標準判定式について、実例は少ないものの何らかのロジックを作ることを要望。また、33年後に必要な部分をブラッシュアップしていくのが良いよい
- 個別に設備量・投資額の把握が可能な公設エリアと、未整備地域であるにも関わらず黒字と判定されるエリアについては、地域ごとの実際の構築費用に維持管理係数(全国平均)を乗ずることで、設備の維持管理費用を算出すべき
- 本来は維持管理係数の地域差を考えたいが、具体的な数値がないため、ひとまずは構築費用の方で地域差を反映するということで致し方ない

(ウ) 考え方

第二種交付金制度を可能な限り早期に運用し始めることで全国津々浦々に FTTH 基盤の整備を促進するとの目標に照らすと、FTTH、HFC 及びワイ固専用型の各標準判定式を個別に検討していくことは、その整理に多大な時間・労力等を要することが想定され、バランスを欠く可能性がある。

したがって、まずは FTTH の標準判定式を構築するための詳細な検討を実施し、HFC 及びワイ固専用型の標準判定式については、FTTH の標準判定式に補正をかけて構築することが適当と判断し、議論を進めてきた。

HFC 及びワイ固専用型の標準判定式を構築する際は、FTTH の標準判定式に対する補正方法が妥当であるかを実際のコストも踏まえて確認をしながら、その判定式の構築の可否も含めて、検討することが適当である。

一方、FTTH、HFC 及びワイ固専用型の各標準判定式を使って約 23 万町字の区域

指定をそれぞれ行う場合には、町字ごとに3つの結果を有する約23万町字のリストを作成することになる。この場合、例えば、町字によっては各判定式間で「一般支援区域」、「特別支援区域」又は非支援区域という指定結果に異同が生じる恐れがあること、また、HFC 及びワイ固専用型は必ずしも広範囲に実需要が分布しているわけではなく、区域指定の要件に照らすとその多くが「未整備地域」となり得ることなどが課題として挙げられる。

これらを踏まえると、区域指定に関する標準判定式による町字別のコスト推計には、原則として「FTTH の標準判定式」を用いて、一町字ごとに支援区域の当該指定結果が一意に定まる町字リストを一つ作ることが適当である。

特に「未整備地域」においては、HFC 及びワイ固専用型のみが展開する地域は、前述のとおり FTTH と比べて実需要が少ないため、未整備地域として「特別支援区域」に数多く指定されることが想定される。しかしながら、HFC 及びワイ固専用型は、幹線部分、フロントホール回線及びバックホール回線において光ファイバを使用している実態があることから、FTTH 基盤がブロードバンドサービスの中核の基盤となっている。よって、「未整備地域」とは、原則として「FTTH 基盤の未整備地域」であると考えることが適当である。これは、原則として「FTTH の標準判定式」を区域指定に用いていくことと整合的と考えられる。

ただし、FTTH の標準判定式では、実態と照らし合わせた際に町字別のコストが明らかに適切に推計できないような限定的な場合に、例外的に、HFC 又はワイ固専用型の標準判定式を区域指定のために用いることを検討するの二が適当である。

また、もともと不採算な地域において自治体が電気通信設備を構築し、所有するものが大多数と考えられる公設地域では、議会の承認プロセス等を経た予算等に基づいて維持管理費用の支出がなされている。当該費用について一定の客観性と透明性が確保されていると言え、公設設備の民間移行を促進する観点からも、公設地域については、事業者において維持管理費用の把握が可能であるならば、それに基づいてコスト算定を行うことが適当である。

(3) LRIC モデルの活用・流用の可能性

(ア) 背景

BB ユニバ制度は、令和5年6月 16 日の令和4年改正電気通信事業法の施行により、事業者規律等に係る諸規定については運用が開始されており、既に契約約款の

届出等⁷が行われている。他方で、区域指定や第二種交付金の算定のための詳細なコスト算定の方法等については、これらに対応する総務省令が整備されていないため、その内容について主にコスト算定研究会において検討を進めた。

一方、電話ユニバ制度においては、第一種交付金制度の運用開始前から、数年をかけて LRIC モデルの新規構築を行い、構築した LRIC モデルを運用する中で、第一種交付金制度の詳細な検討が可能であった。

加えて、令和6年度から、法施行規則第 14 条の5第1項の規定に基づき、毎年度 6月末までに、電気通信事業者が、第二号基礎的電気通信役務に係る単位区域(町字)ごとに、当該事業年度の前年度末における電気通信回線設備の規模等を総務大臣に報告しなければならない制度が開始される予定である。また、法施行規則第 40 条の8の3の規定に基づき、当該報告があった場合において、支援区域に該当すると認めるときは、総務大臣は、毎年度8月末までに一般支援区域又は特別支援区域の指定又は指定の解除を行うこととなっている。したがって、当該指定の初年度である令和6年度のしかるべきタイミングまでに少なくとも区域指定に関するコスト算定が可能となっている必要がある。

こうした制度の現況や今後予定開始される手続を考慮に入れて、BB ユニバ制度における電話ユニバ制度の LRIC モデルの活用・流用の可能性について検討を行った。

(イ) 主な意見

- 全体として、電話の LRIC モデルを流用できるところまでやるという方針で良いよ
い
- LRIC モデルのメタル回線を光回線とみなすロジック部分は検討しながら、可能な限り LRIC モデルを流用することに異論はない
- 未整備エリアを含む全町字のコストを算定する必要があることから、仮想的なネットワークを前提とした算定モデルを一部用いることはやむを得ないが、可能な限り実態に即したコストを算定できる仕組みが必要
- 交付金に係る算定は、仮想的なネットワークを前提とした算定モデルでなく、実際の設備・ネットワークに基づくコスト算定が必要

⁷ 例えば、初回の第二号基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出は、令和4年改正電気通信事業法附則第3条第1項の規定に基づき、(同法の施行日が令和5年6月 16 日であることから)同年 12 月 15 日を期限として実施された。

- LRIC モデルのように、常に最新の需要と技術に応じて、毎年設備構築をし直すといった仮定を採用すべきではない

(ウ) 考え方

「区域指定」では、約 23 万町字の全ての町字別の一回線当たりのコストを算定する必要がある。一方で、実際は、未整備地域や公設地域といった第二種適格電気通信事業者が自ら設備等を構築、所有、運用しているわけではない地域が存在するため、実際費用によるコスト算定には限界がある。

他方、令和4年改正電気通信事業法により、BB ユニバ制度は、現在、制度設計中の第二種交付金制度以外の部分は既に稼働している。公設設備の民間移行の促進を含め、ブロードバンドサービスの基盤整備を速やかに進め、これを維持していく観点からも、第二種交付金制度の早期の運用開始が求められている。

よって、既に運用を始めて 20 年ほど経つ、電話ユニバ制度の知見・経験を活用・流用すべく、LRIC モデルを、BB ユニバ制度における町字別のコスト推計に、可能な限り活用・流用していくことが適当である。

また、LRIC モデルの活用・流用は、その算定方法の考え方等が BB ユニバ制度に反映されてしまうため、第二種交付金制度の運用開始に向けて、LRIC モデルを可能な限りブロードバンドサービスの特性・事情に適合するように修正する必要がある。しかしながら、それでもなお同モデルの一定の考え方等が反映される可能性は残る。この点は、区域指定の判定における実際のコスト推計結果や運用状況を見て、引き続き必要に応じて見直していくことが適当である。

(4) 区域指定に関するコスト算定方法(共通部分)

① 部門別のコスト算定

(ア) 背景

前述「(3) LRIC モデルの活用・流用の可能性」において、BB ユニバ制度においても LRIC モデルを活用・流用することが適当であると整理した。これまで総務省では令和2年度から BB ユニバ制度への LRIC モデルの活用・流用の可能性について調査検討を行ってきた。

まず LRIC モデルでは、アクセス回線モジュール、ネットワークモジュール及び局舎モジュールの3つに分けて設備量を算定し、その設備量の情報を費用モジュールに渡すことにより、電話のネットワークに係るコスト算定を行っている⁸。そこで、設備別に BB ユニバ制度への活用・流用の可能性を調査検討したところ、次のとおりであった。

- ・ 電話専用設備については、電話の接続料を算定するためのものであることから、設備量及びその費用を算定することが可能であった。
- ・ 他方で、電話・データ共用設備については、アクセス回線モジュールでは、アクセス回線部分の設備がメタルケーブル、光ファイバ、電柱、管路、共同溝などであって電話とデータで異なるところがないため、FTTH のコスト算定に LRIC モデルの活用・流用が可能(活用可能なアクセス回線設備に応じた局舎設備等についても LRIC モデルの活用・流用が可能)であることが判明した。
- ・ しかしながら、ネットワークモジュールでは、県内網で電話とデータそれぞれのルートで疎通する場合があること、県間網でそもそもデータが取得できない等により、LRIC モデルを活用・流用することが困難であることが判明した。
- ・ 最後に、データ専用設備については、音声接続料を算定する本来の LRIC モデルの目的とは異なるため、設備量及びその費用を算定することが困難であった。

以上の総務省における調査検討の結果をベースとして、次のとおり論点が浮かび上がった。

- ・ 交付金算定に関するコスト算定においては、2月答申で交付金の算定対象設備を「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適當」とされていること、電話ユニバ制度では、設備管理部門と設備利用部門に分けてコスト算定を行っていることなどの事情を考慮する必要があること。
- ・ また、区域指定に関するコスト算定においては、ネットワーク全体のコストを算定する必要があること。

以上を踏まえて、区域指定に関するコスト算定において、設備管理部門は、「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」及び「中継回線部門」の3つに分け、「設備利用部門」と合わせて4つの部門別にそれぞれコストを算定し、合算することが適當と考えられるが、それが合理的か否かについて検討を行った。

⁸ 「長期増分費用モデル研究会」報告書(平成 11 年9月。[長期増分費用モデル研究会](#)。以下「LRIC モデル報告書」という。)を参照。

また、このうち、「アクセス回線部門」については、総務省における調査検討に基づき、LRIC モデルの活用・流用を訴追し、その他部門については、個別に算定方法を構築する妥当性についても検討を行った。

(イ) 主な意見

- LRIC モデルに設備量の算定ロジックが備わっていないものは、同モデル外での補完が必要。具体的には、「引込線・光屋内配線」・「中継回線部門」については、事業者の実績コストによる算定方法を検討すべきであり、第一種指定電気通信設備の接続料を用いるのが適当。その際、例えば、当該接続料の加重平均値を用い、引込線・光屋内配線については接続料を一回線当たりのコストとみなし、収容ルータについては競争地域を含む全国平均コストを用いて閑門ルータまでを接続料原価の実績ユーザ数割りで一回線当たりのコストを算定してはどうか
- LRIC モデルで捕捉できる部分は同モデルで FTTH 相当コストを算定し、捕捉できないところはそれぞれ別途算定することで問題ない。ただ、同モデルを使わないことで交付金規模が肥大し、国民負担が増大する場合は、改めて同モデルの改修等で算定できないかを将来検討することが必要
- LRIC モデルの活用・流用に異論はない。また、海底ケーブル部門・中継回線部門・設備利用部門の各コストは LRIC モデルを活用できないため、別途算定することに異論はない

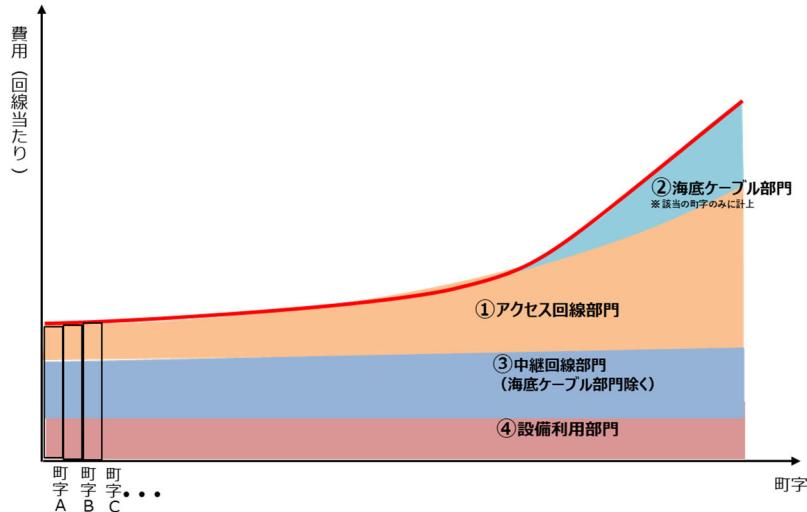
(ウ) 考え方

区域指定の標準判定式では、LRIC モデルを可能な限り活用・流用することを前提とする。その上で、「アクセス回線部門」について LRIC モデルを活用・流用することが適当である。なお、アクセス回線部門で LRIC モデルを活用・流用する際は、ブロードバンドサービスの実態に合わせるべく、部分的な同モデルの修正が必要であるところ、その修正過程で、必要に応じて、例えば第一種指定電気通信設備の接続料等を用いるなどの工夫を行うことが適当である。ただし、事業者固有の事情を可能な限り排除し、また算定結果による国民負担の影響の規模など、前述「(1) 基本的な考え方」に適合した合理的な修正を行うことが求められる。

一方、「海底ケーブル部門」、「中継回線部門」及び「設備利用部門」については、LRIC モデルが活用・流用できないことから、それぞれのコスト算定の考え方等を個別に検討することが適当である。

また、区域指定の判定において、「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」、「中

「継回線部門」及び「設備利用部門」に分けて、ネットワーク全体のコストを算定することから、それぞれの範囲を具体的に特定する必要がある。



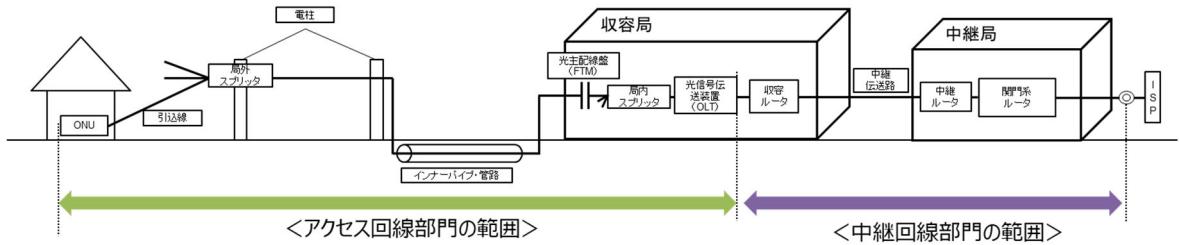
具体的には、FTTH の標準判定式について、「アクセス回線部門」は ONU(光回線終端装置)から OLT(光加入者線局内装置)まで、「中継回線部門」は OLT の上部から ISP との相互接続点までの設備(海底ケーブル部門に係るものは除く。)とすることが適当である。

また、HFC の標準判定式について、「アクセス回線部門」は CM(ケーブルモデム)から CMTS(ケーブルモデム終端装置)まで、「中継回線部門」は収容ルータから ISP 設備までの設備(海底ケーブル部門に係るものは除く。)とすることが適当である。

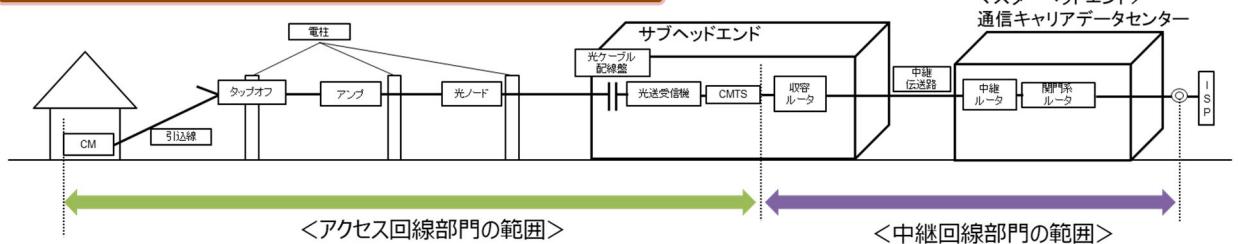
ワイド専用型の標準判定式について、「アクセス回線部門」は、ローカル5G にあっては屋内用ルータから CU(Central Unit)までとし、地域 BWA にあっては屋内用ルータから BBU(Base Band Unit)までとする。「中継回線部門」は、それぞれバックホール回線から ISP の手前までの設備(海底ケーブル部門に係るものは除く。)とすることが適当である。

また、「海底ケーブル部門」は本離島の陸揚局から海底ケーブルを経由して本離島の陸揚局までとすることが適当である。

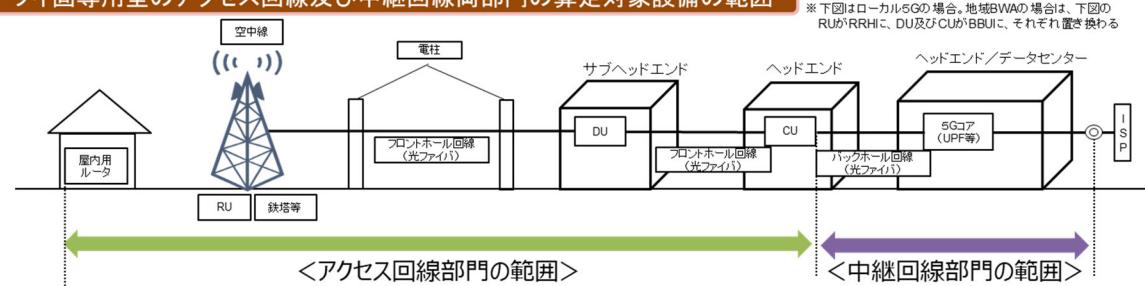
FTTHのアクセス回線及び中継回線両部門の算定対象設備の範囲



HFCのアクセス回線及び中継回線両部門の算定対象設備の範囲



ワイド専用型のアクセス回線及び中継回線両部門の算定対象設備の範囲



海底ケーブル部門の算定対象設備の範囲



② 区域指定に関するコスト算定の需要の考え方

(ア) 背景

区域指定に関するコスト算定を行うに当たって、需要の規模を想定して、必要となる設備を把握し、コスト総額を算定することが重要となる。需要の想定方法として、例えば、実際のブロードバンドサービスの契約数に基づく「実需要」を採用する案、2027年度末までに 99.90% の世帯カバー率を目指すという政府目標⁹を踏まえて、国勢調査に基づく「世帯数」を採用する案など、いくつか需要を見込む数値が考えられる。この点について検討を行った。

(イ) 主な意見

- 「実需要」か「全世帯数」か、いずれにせよその乖離の意味を考慮しながら決定するすることが必要
- 「全世帯数」では法人需要が除かれているため、入力値を定期的に入れ替えることを条件に「実需要」で良いよい。いずれにせよ、実態にできるだけ近い数字が取れるような努力が必要
- 「実需要」を考える場合は、未提供地域についてどう取り扱うかが論点となり得る
- 「実需要」を採用した場合の未整備エリアについては、全世帯の利用率や全国平均など、何らかの形で需要を見込むことが必要
- 「実需要」の場合の未整備エリアの需要を作るのであれば、既整備エリアでの事業者の営業等によりユーザー数の大小があることを踏まえると、平均化することも一つの考え方
- 費用総額の算定に用いる需要数(分子)については、潜在的な需要があつて未整備であるところへの配慮も込めて、幹線部分については「全世帯数」を、引込線部分については「現実的な利用回線数」をそれぞれ用いるのはどうか。なお「世帯数」については(事業所当たりの平均契約回線数のデータがない以上、割り切って)「事業所数」を加えることも考えられる
- 一回線当たりのコストを算定する分母側の需要数については、現実的に利用されることが見込まれる回線数(例:全世帯数 × 全国平均の普及率又は都道府県別の普及率 等)とするのが良いよい
- 「全世帯数」では、必要以上にコストが過大になり、また法人向け回線も含まれ

⁹ 『デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)』(令和5年4月25日総務省)から抜粋すると次のとおり:「未整備地域の解消については、引き続き、条件不利地域における整備促進によって地域間の整備状況の格差縮小を図り、全国の世帯カバー率を 2024 年度末までに 99.85%(未整備世帯約 9 万世帯)、2027 年度末までに 99.90%(未整備世帯約 5 万世帯)とすることを目指す」

- ず、不適切。実際、利用率・普及率を用いて何年か先までの需要を想定して設備構築を行っていることを踏まえると、実態に即して「実需要」で考えるべき
- 全世帯が利用するとの仮定は非現実的であり、また、平均的な収入見込額 3,869 円が実績ベースで決められていることから、「実需要」を用いることが適當
 - HFC もワイド専用型も「実需要」で考えることが適當

(ウ) 考え方

標準判定式が前提とするネットワークの需要については、2027 年度末までに 99.9%を目指す政策目標を踏まえると、需要数を全世帯数としたり、法人需要との合算値としたりするなどして、目指すべきネットワークを前提にコスト算定を行うとの考え方もある。

しかしながら、ブロードバンドサービスについては、電話と異なり、未整備地域などを含めて、潜在需要を考慮しながらその FTTH 基盤を拡大させる必要がある。これを踏まえると、より実態に即したネットワーク規模を想定して、需要数を実需要（法人需要を含む。）することが適當である。

ただし、実需要を採用した場合には、未整備地域には「需要がない」ということになってしまうため、区域指定の標準判定式による町字別のコスト推計の結果、「コストがゼロ」と算出される恐れがある。したがって、例えば都道府県別普及率といった平均化された数値などを使って、未整備地域にも需要数を見込んだ上でコスト推計することが適當である。

また、実需要数は変化しているものであり、こうした実態も踏まえて、より現実に即していくため、定期的に需要数は更新し、実態にできるだけ近い数値が取れるような努力が必要である。

なお、幹線部分や引込線など、ネットワークの要素ごとに需要数を想定する手法も、潜在需要を見込んでネットワークを設計する、より実態に即したものとして検討に値する。ただ、前提とするネットワークをより詳細かつ複雑に想定する必要があることから、引き続き検討することが適當である。

(5) 各論:各部門におけるコスト算定

① アクセス回線部門

(ア) 算定方法

(i) 背景

前述「(3)LRIC モデルの活用・流用の可能性」及び「(4)区域指定に関するコスト算定方法(共通部分)」で述べたとおり、アクセス回線部門では、LRIC モデルを活用・流用することが適当と考えられる。その具体的な算定方法については、総務省の調査検討によれば、LRIC モデルを活用・流用することにより、FTTH 相当コストを算定することが可能である。LRIC モデルではスコーチド・ノードの仮定¹⁰を採用しているため、特定の事業者の局舎別に把握することが可能となっている。当該調査検討においては、この局舎別の FTTH 相当コストを従属変数とし、局舎単位の世帯密度を独立変数とする散布図を作成し、回帰式を特定した。また、当該回帰式を用いて、「町字ごとの回線密度」を代入することで、町字単位の一回線当たりのコストを算定することが可能となっている。

これら一連の算定方法の考え方について検討を行った。

(ii) 主な意見

- 回帰式を用いる場合には、実際には、一つ一つの町字で見たときに、実態として不採算地域であるが、支援区域として指定されない町字が発生する可能性もあり、そうしたリスクに対して十分な配慮が必要。よって、回帰式に代入する係数等の有効性を確認し、補正することが必要
- LRIC モデルの活用・流用方法としては、回帰式に「町字ごとの回線密度」を代入することで町字単位の一回線当たりのコストを算定する手法を採用することで問題ない
- 回線コストと回線密度が強い相関関係にある前提で、本手法で LRIC モデルを流用することは実作業面で現実的
- HFC の一回線当たりのコストは、FTTH の町字単位のコストに対して、HFC の補正值を加えることで算出することを想定

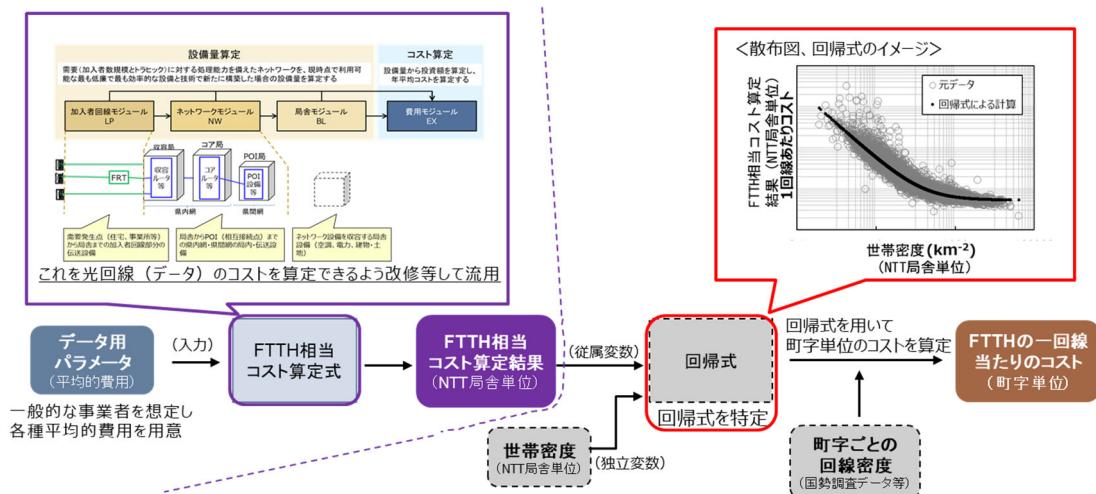
¹⁰ 現在の局舎の位置を前提とし、その局舎に設置される設備を現在利用可能な、最も低廉で、最も効率的なものに置き換えるという想定のこと。

(iii) 考え方

「アクセス回線部門」については、LRIC モデルを活用・流用して、FTTH 相当コストを「従属変数(Y)」とし、局舎単位の世帯密度を「独立変数(X)」とする散布図を作成し、総務省において既に回帰式を特定している。そこで、この回帰式に、「町字ごとの回線密度」を代入することで、町字単位の一回線当たりのコストを当面は算定することが妥当と考えられる。ただし、独立変数(X)において、後述する「非可住地面積」を排除した考え方などを取り入れる努力をし、回帰式の改修に取り組むことが適当である。

また、区域指定の判定式によって推計される町字別のコストは推計値であることから、実態と乖離する地域が出る恐れがあることは、2月答申でいう「標準的なモデル」を用いて区域指定を行うことに伴う限界と考えられる。また、当該回帰式を用いる特性上、実態として採算の取れる地域を不採算地域だとして「支援区域」に指定する恐れも厳密には拭い切れない。よって、区域指定の標準判定式等によってもたらされる結果の確からしさを担保する観点から、区域指定に関するコスト算定の方法は、実際のコストも踏まえて、必要に応じて判定式等の定期的な改修等を行っていくことが重要である。

また、HFC に係るアクセス回線部門のコストを算定する方法については、FTTH と同じ考え方で、補正値を用いることが適当である。



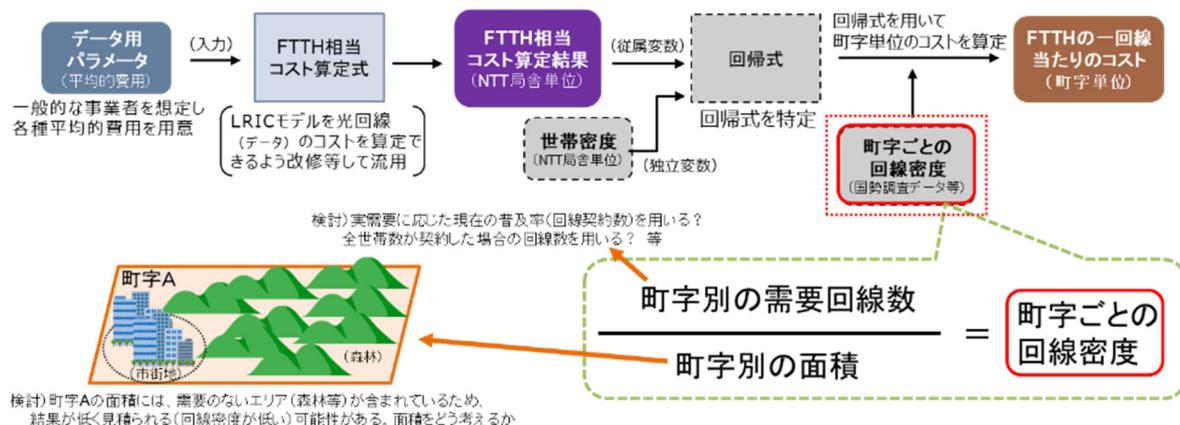
(イ) 町字別の回線密度の精緻化

(i) 背景

前述「(ア)算定方法」によって、町字別の一回線当たりのFTTH相当コストを算定するために使用される「町字ごとの回線密度」は、「需要回線数」と「町字別の面積」の定義によって決定される。

「需要回線数」の定義については、例えば、前述「(1)(ア)背景」のとおり、一般支援区域を特定するために第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額(3,869円)を使用していることから、実態に即した現実的な需要を想定するという考え方がある。その一方で、国勢調査に基づく全世帯数を想定するという考え方もあり得る。

また、「町字別の面積」の定義については、例えば、ある町字は市街地であるが、すぐ隣には裏山や湖のような人が住むことができない地域(非可住地域)があるために、回線密度が低く算出され、よって、一般的な市街地よりも町字別の一回線当たりのコストが高く算出されるという懸念をはらむ。すなわち、回線密度の値を過小に見積もることで町字別の一回線当たりのコストがより高く算出されることになり得る。この点、非可住地域をどのように捉え、回線密度の算定に当たり、当該地域を「町字の面積」を考える際にどのように取り扱うことが適当か検討を行った。



(ii) 主な意見

- 需要回線数は、実需要をベースとして考えることのが適当
- 非可住地域を除外しないと、採算がとれずに展開できていないのかどうかの判断が難しい



- 非可住地域に相当する面積を除いた方が良いよい。その際、一つのやり方として、メッシュを用いる方法が考えられる
- 町字別の面積は、政府統計等で非可住地面積を把握できるようであれば、当該面積を除外して算出することが必要
- 町字別の面積については、需要のない非可住地域を除いた範囲とするのが適当。また、需要数において「実需要」を取る場合には、未提供エリアを適切に除外する検討も必要。算定方法として、世帯密度の算定において、局舎別の面積は、メッシュによる画像分析を行い、建物があるところは需要があると判断していることを踏まえると、これと同じようなことが可能ならば、可能な限りこれと合わせることが適当
- 森林地域で、実は未提供エリアだが、家が点々とあるというときに、それぞれの需要及び面積をどう考えるのか。、もしかすると区域指定モデルと交付金算定モデルとで、違った考え方を使う可能性もある
- HFCにおいて、町字ごとの回線密度はFTTHと同じと考えることが妥当

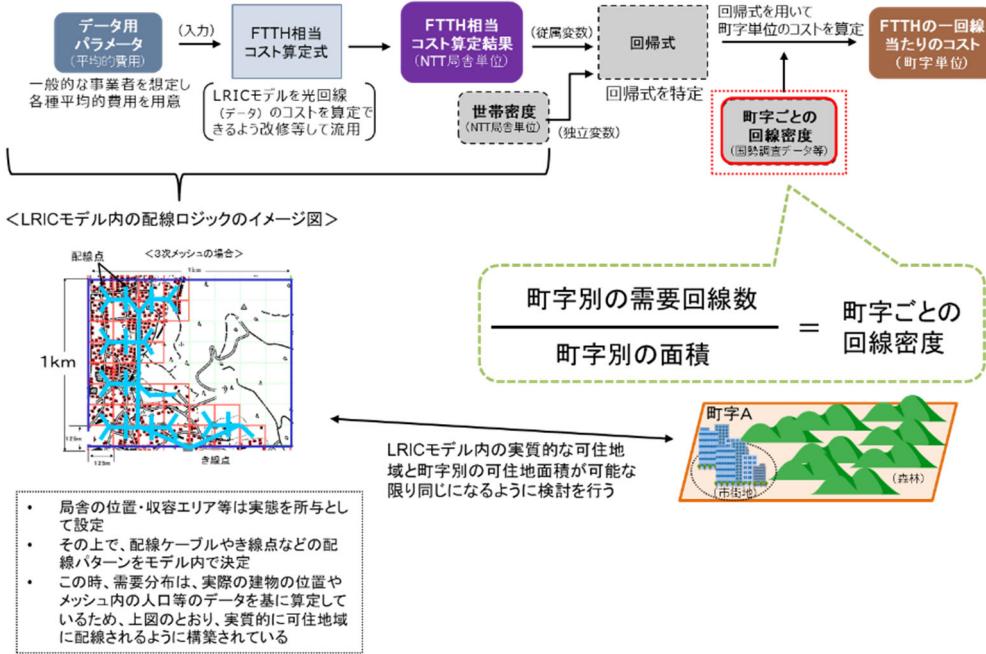
(iii) 考え方

「アクセス回線部門」において活用・流用するLRICモデルでは、実需要を政府統計等に基づき割り付けた分布に応じて必要となる回線設備の設備量を算定しているが、その算定過程で「建物、地理的条件(一定幅員以上の道路の有無)及び需要数」の分布を考慮しているため、実質的には、可住地域に回線設備を敷設した場合の設備量を算定している。加えて、実態としても需要のあるところに回線設備が敷設されている。

これらを踏まえると、BBユニバ制度においても、町字別の回線密度を算出するに当たっては、町字別の面積から非可住地面積を除くことが適当である。

この非可住地面積を算出するため、総務省において、メッシュを含む政府統計の活用など、コスト算定研究会の検討過程で提案されたものを基に、その手法を検討することが適当である。

また、HFCにおいても、町字ごとの回線密度は、FTTHと同じ考え方を採用することが適当である。



(ウ) 町字から局舎までの距離の補正

(i) 背景

LRIC モデルの活用・流用において、LRIC モデルの実際の局舎の位置をベースにコスト算定がなされる場合、FTTH 相当コストの算定及び回帰式の特定の過程において当該局舎の位置に係るバイアスが反映される。他方で、当該回帰式を用いた町字別一回線当たりのコストを算定する過程でそのバイアスを含めて標準化されていると考えることもできる。

この標準化された町字別一回線当たりのコストのうち、局舎から遠い町字と近い町字で回線密度が同じである場合、一回線当たりのコストが同額になる可能性がある。これは、数学的には正しいが、実態は、局舎から遠い町字ほど、より長い距離の光ファイバの敷設等が必要であり、その分コストは増加するのではないか。

これらを踏まえ、実態と乖離したコスト算定の結果になっていないか、局舎と町字の距離に比例したコスト加算をするとしてどのように行うかについて検討を行った。

(ii) 主な意見

- 町字ごとのコストは、回線密度だけでなく、収容局からの距離によっても変わるために、「一回線当たりのコスト」と「収容局からの距離」の回帰式を特定し、その距離係数を用いて推計・補正することが考えられる
- LRIC モデルの活用・流用を前提とするため、NTT 東西の局舎と町字の距離がベースになると理解。しかし、NTT 東西以外の事業者が町字ごとに収支が赤字かどうか判定する役割もあることを踏まえれば、NTT 東西の局舎をベースとして局舎と町字との距離の差を区域指定に反映させることは馴染まない。まずは距離によるコスト差がないものとして運用してはどうか。その上で運用開始後に実態と大きくかけ離れているようであれば、見直しを含めて別途検討してはどうか
- 実態を踏まえて局舎から各町字までの距離を考慮して算定すべき。「町字単位の一回線当たりのコスト」には局舎からの平均的な距離に応じたケーブル・管路等設備単価が含まれると考えられるため、各町字の平均距離との差分に応じて調整することが考えられる。具体的には、「局舎から対象町字までの距離 × ケーブル・管路等設備単価 ÷ 対象町字の需要」を町字単位の一回線当たりのコストに反映してはどうか
- HFC の場合も FTTH と同様、町字ごとに光ファイバの幹線部分の距離の違いが生じるため、FTTH と同様の加算を適用することが妥当

(iii) 考え方

「FTTH 相当のコスト」と「局舎単位の世帯密度」から回帰式を特定し標準化しており、そこに新たに「局舎から町字までの距離」について補正をかけると、この段階で、局舎の位置や町字の距離の違いを考慮することになり、(算定方法によっては)新たなバイアスをかけてしまう恐れがあるとの考えがある。

一方、特定された回帰式に代入する「町字ごとの回線密度」において、非可住地面積を除いた町字から局舎までの距離を用いた方が、より実態に即しており、かつ、より町字ごとのコスト算定に影響を及ぼすのではないかとも考えられる。

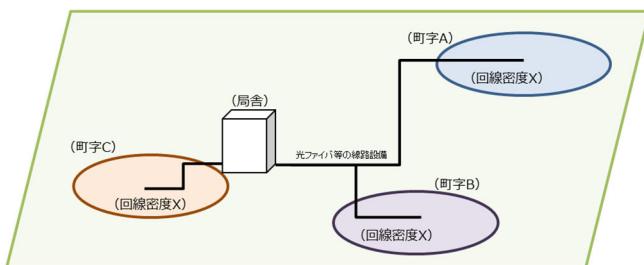
そこで、より実態に即するとの観点を重視し、局舎から町字までの距離を考慮することが適当である。実際の距離の算定方法や考慮する手法(補正のための係数など)については、「コストと距離に係る回帰分析」や「平均的な距離との差分に応じた補正」などの提案があった。これらを踏まえて総務省において検討することが適当である。

他方で、局舎の位置について、LRIC モデルの考え方を活用・流用する場合、同モデルが特定の事業者の局舎の位置を前提に「当該局舎から~~の~~需要位置までの距離」を算定しているため、当該事業者固有の事情が反映されている。本来であれば、町

字との距離を測る局舎の位置においても標準化することが望ましいが、実際に、全国地域をカバーすることを念頭に局舎を置いている電気通信事業者が限られることや、LRIC モデル以外に参考可能なものもないこと等を考慮すれば、まずはこの特定の事業者の局舎の位置を前提に、BB ユニバ制度における検討を進めることが適当である。BB ユニバ制度における特定の者の局舎の配置については、区域指定に関するコスト算定の確からしさを担保する観点からも引き続き検討を行うことが適当である。

また、HFC における局舎と町字の距離の違いを考慮することについて、FTTH と同じ考え方を採用することが適当である。

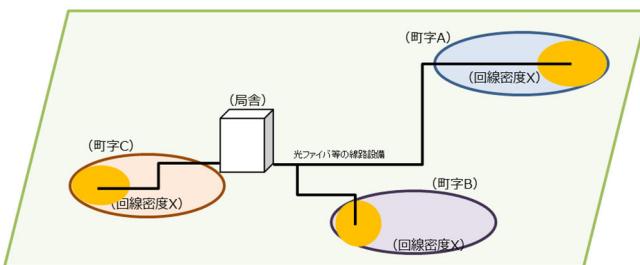
<非可住地域を考慮しない場合>



- 局舎と町字の距離を局舎から町字の中
心地点だと仮定すると左図のとおり
- 回線密度Xは同じであるが、各町字の中
心地点から局舎までの距離は、順に町字
C→町字B→町字Aで長くなるため、その
分の線路設備のコストが大きくなる

<非可住地域を考慮する場合>

(オレンジ着色部分3つともに、可住地域であり、同一面積とする)



- 非可住地面積を除いた結果、可住地域
は左のオレンジ着色部分
- 局舎と町字の距離を局舎から町字の中
心地点だと仮定すると回線密度Xは同じ
であるが、可住地面積を考慮しない場合
と比べて、町字Bと町字Cのそれぞれの
中心地点から局舎までの距離が同一とな
る可能性がある
- また、町字Aのように、考慮しない場合と
比べて、より線路設備が長くなる可能
性もある
- したがって、より実態に即して非可住地域
を考慮すると、局舎から町字までの距離
も実態に即することになるのではないか

(エ) 除却損の取扱い

(i) 背景

災害の発生等により損壊した設備(以下「旧設備」という。)は、修復が不可能であるため、新たな設備を整備する場合、新設費、新設されるまでの中継ぎとして利用されるもの(旧設備の稼働可能部分を含む。)の維持費、旧設備の撤去費、旧設備の減価償却の残余分の総額(除却損)が電気通信事業者のコストとして生ずる。

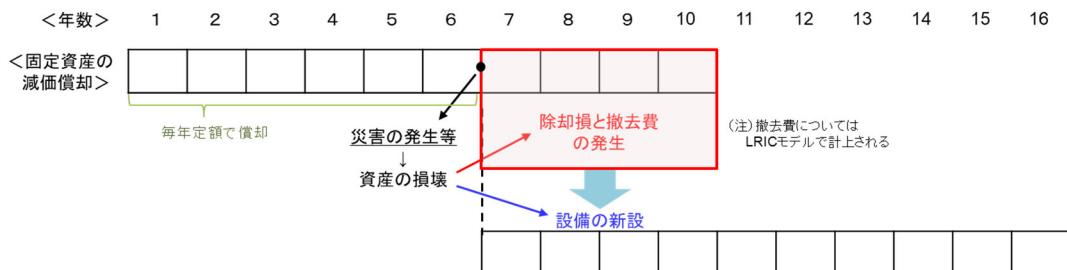
このうち除却損については、「減価償却の最後の一年分(最低残存価額)に、想定していた残耐用年数を乗じた額」と捉えることが考えられる。標準判定式の構築に当

たり、全ての電気通信事業者が「災害の発生等により設備を損壊される」という事態に見舞われることを所与のものとして扱うことは、それが全ての電気通信事業者にとって必ずしも「標準」と捉えることは困難と思われ、一般的でないと考えられる。

以上を踏まえて、除却損の取扱いについて検討を行った。

なお、第二種交付金は第二種適格電気通信事業者の維持管理費用の一部を支援するためのものであり、第二種適格電気通信事業者側で二重のコスト回収がなされないようにする必要がある。この観点から、国の補助事業による整備、自治体による整備、公設設備の無償での譲受などの場合の設備については、その減価償却費は第二種交付金の算定の対象外と整理している。

(例) 10年で償却する固定資産の場合



(ii) 主な意見

- 每年災害対応などで、ある程度見込んでいる事業者と、それほどまでに見込んでいない事業者がいるとすれば、考え方にはばらつきがある可能性がある
- 技術革新の激しい分野では、最初の段階の償却を大きくして、後年の償却分はそんなに大きくしないという印象。また実際には、最初の償却予定よりも長く稼働できる設備があって、想定よりも長期間にわたり使う部分もあるとすれば除却損として考えなければいけない額がそこまで大きい問題となるか懐疑的
- 災害等によって未償却となる年数を予め想定することは困難で、また減価償却費の算定に用いる経済的耐用年数は当該設備の使用可能期間を予測して設定されることから、区域指定の判定では、災害等による除却損に相当する額が減価償却費として考慮されていると考えて良い。他方で交付金の算定においては、実際に生じた災害等による除却損は費用に含めるべき
- 災害等で設備を損壊される事態に全ての事業者が見舞われることを所与のものとして取り扱うことは一般的でないため、区域指定の判定で除却損を費用に算入することは適切でない。一方、災害等により多大なコストが発生し、ブロードバンド

サービスの維持が困難な場合には、交付金算定において何らかの特例的措置をとることは考えられる

- 区域指定でも交付金算定でもその判定において災害等による除却損は、算定の対象外とし、実際に災害等が発生した際に、取扱いについて個別に検討することが適当
- 災害に関しては、今回の交付金制度の対応よりは、別の災害復興支援金などの補助での事業継続の方策が用意されることが重要
- 故障の発生率は、やはり離島部や山間部は都市部に比べて非常に高いというデータはあるが、これを果たして費用化したときに、どれだけの金額の差異として表れるかは不明
- 経済的耐用年数を求めるときに故障やであつたり支障移転といったものが起こった上での結果を全て織り込んでいる
- ワイ固専用型は、現状、市中でのサービス提供のため、地域差はない
- 地域差による除却損の差異など、地域差の積み上げは重要。こういった具体的な数字が出てくると、より採算性が取れない地域がはっきりする
- 設備の維持管理費用は、設備の構築費用(取得固定資産価額)に比例するとの考え方の下、地域ごとの実際の構築費用に維持管理係数(全国平均)を乗ずることで、地域特性を区域指定の判定に一定程度反映できる
- 本来は維持管理係数の地域差を考えたいところ、具体的な数値がないため、ひとまずは構築費用の方で地域差を反映するということで致し方ない
- HFCにおける除却損の考え方もFTTHと同じと考えることが妥当。災害等の発生率を考えると、除却のコストを指定区域指定の算定のコストに加えるか否かについては無視しても良いよい

(iii) 考え方

台風や地震等による災害によって電気通信設備の損壊等が起こり、この損壊等によって資産を除却する場合がある一方で、あらかじめ災害の発生頻度等を予測したようなデータを示すことも困難である。また、経済的耐用年数の設定の際に、設備の使用可能期間を予測しているなどの実態もあり、除却損は、減価償却費に既に含まれていると考えられる。よって、災害の発生頻度等をあらかじめ織り込んだ除却損を設定し、それを区域指定の判定において考慮することのは適当でないと考えられる。

ただし、実態として災害等で資産の除却が発生し、多大なコストが発生した場合には、不採算地域における既に提供されているユニバーサルサービスを維持する観点から、別途その費用の個別の取扱いについて、交付金算定に関するコスト算定や既

存の別制度の運用の中で対応するなど、コスト算定研究会の意見等を踏まえて、総務省において検討することが適当である。

除却損などに地域差があるか否かについては、その証拠となるデータを広く取得していくことの困難性も踏まえつつ、引き続き検討・研究を深めることが必要である。

HFCにおける除却損の考え方については、FTTHと同じ考え方を採用することが適当である。

② 中継回線部門

(ア) 算定方法

(i) 背景

前述「(4)①部門別のコスト算定」で検討したとおり、LRIC モデルの活用・流用に当たっては、「中継回線部門」にそれを適用することは困難であり、「中継回線部門」については、別途個別に算定方法を構築する必要がある。この点について検討を行った。

(ii) 主な意見

- 「中継回線部門」については、LRIC モデルに設備量の算定ロジックが備わっていないものは、同モデル外での補完が必要。中継回線部門(収容ルータ～閑門ルータ)については、事業者の実績コストによる算定方法を検討すべきであり、第一種指定電気通信設備の接続料を用いることのが適当。その際、当該接続料の加重平均値を用い、接続料原価を実績ユーザ数で除して一回線当たりのコストを算定するのが良いよい。なお、収容ルータについては収容効率の観点から収容局別の一回線当たりのコストを算定するのこ事が望ましいが、まずは競争地域を含む全国平均コストを用いることで良いよい
- 既存の LRIC モデルを活用・流用できない中継回線部門コストについては、実際費用等をベースに平均単価を求めて算出する方法等がある。ただ、同モデルを使わないことで交付金規模が肥大し、国民負担が増大する場合は、改めて同モデルの改修等で算定できないかを将来検討することが必要
- NGN 等の費用をベースに算出することも考えられる。ただ、LRIC モデル以外を使うことでコストが増大する場合には、改めて LRIC モデルの改修等で算定できないか検討すべき
- 中継回線コストについては、FTTH の場合と同じと考えることが妥当。HFC の中継回線コストは、IP による通信となっているため、FTTH と HFC の区別はなく、ト

ラヒック当たりのコスト(円／bps)を算出することで、一回線当たりのコストを算定することが可能

(iii) 考え方

中継回線部門については、LRIC モデルを活用することができないため、個別に考え方・算定方法を検討することが適当である。例えば、第一種指定電気通信設備制度における接続料原価の活用といった、実際費用をベースに平均単価を算出することで、中継回線部門コストを算定するなどの提案された方法も踏まえ、総務省において検討することが適当である。

ただし、この場合、当該設備を設置する電気通信事業者固有の事情に影響される懼があるため、国民負担への影響等も考慮して、客観性を確保する観点から、中継回線部門の算定方法は必要に応じて見直すこととすることが適当である。

HFC の中継回線部門にあっては、FTTH の中継回線部門の算定方法の考え方も参照しながらも、具体的な補正方法については、コスト算定研究会の検討過程で提案された手法も踏まえて、総務省において検討を進めることが適当である。

③ 海底ケーブル部門

(ア) 算定方法

(i) 背景

前述「(4)①部門別のコスト算定」で検討したとおり、LRIC モデルの活用・流用に当たっては、「海底ケーブル部門」にそれを適用することが困難であり、「海底ケーブル部門」については、別途個別に算定方法を構築する必要がある。この点について検討を行った。

(ii) 主な意見

- ケーブル亘長に単価を乗じるという事務局提案の算定モデルを原則とする考え方で良いよい
- HFC も FTTH の場合と同じと考えることが妥当
- 電話の LRIC モデルにおいては、無線設備を用いる区間もあると認識しており、当該区間は光ケーブルを敷設しているものとして扱う必要。なお、海底ケーブルの敷設実績のない区間については、電話役務等を提供する事業者の亘長(実績)を使って、全区間のケーブル亘長を仮定することが必要ではないか

- 電話の LRIC モデルでは、海中から陸揚げに必要な管路等(例:弧状ボーリング)の維持コストが考慮されていないため、当該コストの算定方法を検討することが必要。その際、あらゆる島の個別事情を考慮することは現実的でないため、例えば、標準的な離島を想定し、その陸揚げに要する平均的コストを設定するというのが一案ではないか
- 離島回線へのコストの割当てについて、本島と複数の離島を一本で結ぶ場合は事務局案で問題ない。しかし、ループ構成になっている場合は、ループ内の保守維持総コストを算出し、ループ内離島の全ての利用回線数で除することで、一回線当たりの海底ケーブル分のコストを求めてはどうか
- 保守費用に係る部分は、標準モデルを作るという観点から、何らかの標準的な費用を設定することでどうか
- LRIC モデルを使わないので交付金規模が肥大し、国民負担が増大する場合は、改めて同モデルの改修等で算定できないかを将来検討することが必要
- 浅瀬では漁業等によって、光ケーブルが断線することがあり、修復に時間を要することから無線を使う場合があると聞く。1～2kmであれば 10Gbps の速度は確保できるようであり、離島で利用者も少ないようであれば、無線による接続というのも考えるべき。ただ、その判断基準が困難などの事情があるのであれば、とりあえずはオール光とするのこともやむを得ないか致し方ない

(iii) 考え方

海底ケーブル部門については、LRIC モデルを活用・流用することができないため、個別に考え方・算定方法を検討することが適当である。その上で、海底ケーブルの敷設構成については、本島と各離島を一方通行的に結ぶケースと、予備線を確保するため本島と複数の離島を輪状に結ぶケース(ループ構成)の2種類がある。標準的な海底ケーブル部門コストの算定においては、両構成ともに考慮することが適当である。

「海底ケーブル」の具体的な算定方法としては、一度海底ケーブルが断絶するとその位置の特定と復旧に、電気通信事業者の規模等にもよるが、多大な時間・労力を要することを背景にループ構成が存在することに留意して、原則として、海底ケーブルの亘長に単価を乗じる方法が適当である。

「陸揚局」については、海底ケーブルの両端に当該局がなければ、海底ケーブルを用いた役務提供ができない実態を踏まえ、陸揚局に係る費用を海底ケーブル部門コストの算定対象とすることが適当である。ただし、陸揚局内における BB ユニバ制度の対象設備を明らかにした上で、放送等の他役務との切り分けや中継回線部門コストとの二重算定とならないようにする整理などを行う必要が認められる。また、陸揚局

に係るコストの算定方法については、コスト算定研究会での意見等と実態を踏まえて、総務省において検討を深めることが適當である。

また、LRIC モデルにおいては、一部無線通信設備・通信衛星設備が用いられる区間も含まれるが、BB ユニバ制度においては、無線・衛星通信区間の情報を広く電気通信事業者から収集し、逐次特定する方法を現に構築しているわけがないため、第二種交付金制度の運用当初から、当面の間は標準的に海底ケーブルを敷設して構築されたものと仮定することが適當である。ただし、引き続き同区間を海底ケーブル部門コストの算定において考慮する検討を進めるに際し、どのような形でどのような場合に考慮していくことが適當かなどについて総務省において検討・研究を深めることが適當である。

④ 設備利用部門

(ア) 算定方法

(i) 背景

設備利用部門コストについては、2月答申において第「二号基礎的(電気通信)役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適當」(丸括弧内は追記)との結論の方向性が示されている。

これを踏まえて、ワーキンググループにおいて、設備利用部門における販売促進費等の競争対応費用の扱いについて議論された。

他方で、コスト算定研究会では、区域指定に関するコスト算定に計上するしかるべき営業費用などを実際にどのように町字単位の一回線当たりのコストとして算出するのか、その手法を考える必要があり、この点について検討を行った。

(ii) 主な意見

- 利用部門コストは、エリアによらず、全国平均コストで算定してはどうか。算定方法としては、「収入額に対する利用部門コストの比率」を、令和5年総務省告示で指定された収入見込額(3,869 円)に乗じることで算出可能。当該比率は、指定電気通信役務提供事業者の数値(実績値)を用いることとし、「当該事業者の利用部門コスト」を「当該事業者の収入額」で除することで算出してはどうか。ただ、地元専属事業者や小規模事業者については別の考え方もあり得る
- ケーブルテレビ事業者の利用部門コストについては、収入額比率で分けたり、通信、放送といったサービスごとに分けたりすることが一つの考えになる

- 実態として町字単位でかかる営業費用(競争対応費用を除く。)が異なる場合でも、事情は事業者ごとに異なると考えられるため、区域指定の判定においては、営業費用の地域差を反映させることはなじまず、平均的な一回線当たりのコストを設備利用部門コストとして算入することが適當
- 販促費、宣伝費等の競争対応費用は、コスト算定の対象外とすべき。BB ユニバーサルサービスを国民に訴求するための費用は、支援機関が行う周知・広報費用として計上されるべき
- 最小限必要な費用を算定対象とする観点から、顧客管理システム費用などのオペレーション費用は対象として、宣伝費や販売促進費などは対象から除外すべき。また、オペレーション費用は、基本的に町字単位で変動するものではないと想定されるため、全国平均単価を加算する等の方法が妥当

(iii) 考え方

設備利用部門については、LRIC モデルを活用・流用することができないため、個別に考え方・算定方法を検討することが適當である。

設備利用部門コストのうち、競争対応費用としての宣伝費や販売促進費の各費目の取扱いについては、ワーキンググループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められていっているため、標準判定式におけるコスト算定の対象外とすることが適當とされた。その議論の結果これに従うことが適當である。

一方で、ワーキンググループの議論対象外の費目部分の設備利用部門コストの算定方法については、町字単位によって大きく変動するものでない等の意見を踏まえ、全国平均コストを設定し、それを用いて町字単位のコストを算定することが適當である。なお、より詳細な算定方法については、コスト算定研究会で提案された手法も踏まえ、関係する命令等を策定するまでに、総務省において更に検討を深めることが適當である。

(6) 区域指定のコスト算定に関する入力値等

(ア) 背景

ここまで検討のとおり、「アクセス回線部門」については、LRIC モデルの活用・流用が適當と考えられる一方で、「海底ケーブル部門」、「中継回線部門」及び「設備利用部門」においては、LRIC モデルの活用・流用が困難であることから個別の算定方法の検討を行った。前述「(4)①(ア)背景」で述べたとおり、一般に LRIC モデルでは、アクセス回線モジュール、ネットワークモジュール及び局舎モジュールの3つに分けて、

設備量を算定し、その設備量の情報を費用モジュールに渡すことにより、電話のネットワークに係る投資額(ネットワーク全体のコスト総額)を算定する。この算定した投資額について、一定の各種係数を乗じることで、費用項目(例:減価償却費、施設保全費など)別のコストを算定し、最終的に設備区分ごとの電話に係る年間コストを算定する流れとなっている。

BB ユニバ制度においても、「アクセス回線部門」で LRIC モデルを活用・流用するところから、基本的には以上と同様に、各部門において、設備量を算定し、その結果を用いて全体コストを算定することが合理的な算定方法の流れだと考えられる。

この流れを前提とした場合、各部門において標準的な設備量及びコスト算定を行うために必要となる、費用項目別の係数や各設備の単価(例:加入系光ケーブル芯の1km 当たりの単価など)等の値(以下まとめて「入力値」という。)を設定する必要がある。この点について検討を行った。

(イ) 主な意見

- LRIC モデルでは大手電気通信事業者の実績値のうち一番安いものを使うなどしてきた。BB ユニバの場合、電気通信事業者の規模によって、調達単価や施設保全費も変わる可能性。よって当該規模を考慮した方が実態に即した値になると考えられる
- 係数や入力値は、次のような基準に照らし、適切と考えられるものを採用すべき。
①不採算地域や一者提供地域で第二種適格電気通信事業者として提供する実績値であること、②契約数が 30 万を超える事業者の整備実績値であること、③電気通信事業会計規則に準じた適切な会計実績値であること
- 入力値については、可能な限り現在の設備実態に基づく実績値を用いて設定すべき
- 経済的耐用年数は同じ設備であっても電気通信事業者によって異なることが想定されるため、第二種交付金を希望する電気通信事業者へのヒアリングを通じて、法定耐用年数を採用するか、各社の経済的耐用年数をベースにした標準的な経済的耐用年数を採用するか、作業単金などであれば一番安いものを採用するなど検討して、一意に決めていくことが必要
- LRIC モデルを活用・流用するに当たって今回新たに置き換える必要がある入力値や、新規の入力値については、LRIC モデル構築時と同様に、公募を行った上で、その結果を受けて検討するのが良いよい
- 入力値の入替えは、継続性の観点から、例えば3年ごとに行うことなどが考えられる
- 光ファイバの経済的耐用年数は、交付金額の肥大化を防止する観点から、メタ

ルケーブルと同等の耐用年数を積極的に採用することも含め検討すべき

- 契約数 30 万を超える電気通信事業者の実績を基にすることは妥当である一方、やはり事業者の規模によって調達価格等のスケールメリットが生じる可能性があり、場合によっては、この点も考慮することが必要
- 入力値等の公募は、透明性を確保する観点からも非常に重要
- HFC について、都市部、地方の事業者もしくは全国展開されている事業者において耐用年数の考え方を変えている（地域差を反映した耐用年数というものをエリアごとに設けている）ということはない

(ウ) 考え方

入力値の設定に当たっては、より実態に即したものとする一方で、透明性の確保の観点からも、総務省において今後公募を行うことを想定することとし、実際に行つた場合には、その公募の結果を踏まえて、実際の一般的な電気通信事業者を想定し、各電気通信事業者の平均的な値を取ることを基本としつつ、例えば妥当性が確認できた入力値の中で一番低い値を用いることを決定するなど、総務省において中立・公平に決めることが適当である。

公募を行う場合にあっては、例えば、30 万を超える契約回線数を持って第二号基礎的電気通信役務を提供する者など、一定の基準を設定し、その基準を満たす電気通信事業者の実際に使用している数値を想定することが適当である。

また、CATV 事業者については、事業規模等によって、スケールメリットによる設備等の調達価格が異なることが想定されるため、当該一定の基準を設定するに当たっては、電気通信事業者の規模等についても十分留意することが必要である。

(7) その他

ここまで検討してきた区域指定に関する標準判定式の論点のほかに、区域指定において考慮すべき事項や検討すべき観点があるかについて検討を行つた。

(ア) 主な意見

- コスト算定方法の検討においては、広く事業者から意見・提案を求めることが必要。その際、第二号基礎的電気通信役務を現に提供し、第二種適格電気通信事業者になり得る電気通信事業者が、現に提供している役務に係る算定方法等を意見・提案するのことが適当

- 今回統計的手法を活用することが想定されるが、その際も、支援が必要なエリアがもれなくカバーされているか実態と照らして確認することが必要
- 新規整備や民設移行が行われた初年度は「特別支援区域」に指定されるが、翌年度以降についても、役務提供を継続的に維持していく観点から、特別支援区域として継続的に指定される必要。ただ、一者提供だったところが二者目が入ってきたり、赤字が黒字になったりした場合には、支援区域から外れても仕方がないかと認識している
- 初年度だけでなく、継続的に特別支援区域として指定する必要は理解するが、永久に指定というのも違和感がある。何か指定の見直し基準のようなものによって見直すべき
- 移動電源車やポータブル衛星装置など、災害等発生時の役務提供維持や早期復旧用に常時事業者が備えている装置については、現実の役務提供に必要なコストとして、区域指定の算定対象に含めるべき。電話ユニバ制度でも災害対策コストを追加的な入力値として投資額に反映している。なお、各々の装置の処理性能は通常と比べ品質は低下する
- 大規模事業者だと考慮することに意味はあるかもしれないが、小さな電気通信事業者ではこうした装置を自前で保持できないというとき、小さな電気通信事業者について、当該コストはゼロなのか、判断しかねる

(イ) 考え方

未整備地域における民設民営での新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支援区域」(直近「未整備地域」又は「公設地域」であった区域)については、継続的なサービス提供を確保する観点からも、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とすることが重要である。ただし、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、第二種交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくない。そのため、例えば、当該特別支援区域における第二号基礎的電気通信役務の費用が収益を上回らなくなったりの場合や世帯カバー率が50%を超える二者目の電気通信事業者が現れた場合には、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが、当該区域で役務を提供する第二種適格電気通信事業者の予見性を確保する観点から、重要である。

災害等の有事における「役務維持」「早期復旧」用の設備については、事業規模によって当該設備を保有する電気通信事業者が限定されることなどを踏まえ、まずはこれらの設備がブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否か、総務省において十分に精査すべきである。その上で、標準的なコスト

として計上することが適切と認められる場合には、算定対象の設備とその算定方法を明確化した上で、算定対象とすることが適當である。

3. 「交付金算定」に関するコスト算定

(1) 基本的な考え方

(ア) 背景

(法第 110 条の4第1項に定められた事項の確認)

前述「1. (イ)2月答申における検討」で述べたとおり、法第 110 条の4第1項の規定により、支援機関は、年度ごとに総務省令で定める方法により第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならないとされている。この「総務省で定める方法」について、今回検討を行う必要がある。

(法第 107 条第2号に定められた事項の確認)

法第 107 条第2号の規定によれば、個別の第二種適格電気通信事業者について、「その全ての担当支援区域¹¹」「における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金」「を交付すること」が支援機関の業務であると定められている。このうち、「その全ての担当支援区域」とは、具体的には、「一般支援区域」及び「特別支援区域」を指し、非支援区域はこの担当支援区域には含まれない。また、法第 110 条の2の規定によれば、「一般支援区域」及び「特別支援区域」は、前述「2. (1)(ア)背景」で確認したとおり、「共通の要件」から導き出される帰結として、「費用－収益>0」である。よって、法第 107 条第2号の規定にいう「全ての担当支援区域」とは、区域ごとに「費用－収益>0」であり、その総額も「費用－収益>0」となる。

一方で、2月答申で指摘される「黒字事業者」及び「赤字事業者」については、「第二号基礎的電気通信役務全体」の収支が黒字か赤字かによって定義されている。よって、当該電気通信事業者がどの区域で事業を展開しているか(一般支援区域、特別支援区域及び非支援区域)に関わらず、その全ての事業展開区域における第二号基礎的電気通信役務全体の収支を捉えて、2月答申では黒字又は赤字を判断してい

¹¹ ここでいう「担当支援区域」は、法第 107 条第2号、法施行規則第 40 条の6の2第1項及び第 40 条の6の3の規定により限定されており、当該支援区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が、一般支援区域では 50%超、特別支援区域では 10%超の状態で、継続して一年を超えて当該提供がなされている区域に限られる。なお、2月答申において、当該回線設備の規模の割合(50%超・10%超)には「自治体から IRU 契約により貸与された回線設備」もカウントすること、また、役務提供継続期間(一年超)の起算日は「第二種適格電気通信事業者の指定の日」であることがそれぞれ指摘されている。

る。この点、法令上は、法第 107 条第2号のかつこ書のうち最後のかつこ書部分において、一般支援区域に係る第二種交付金については、その交付を受ける事業者の「前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供」に係る費用と収益を規定しており、特定の支援区域に範囲を限定した規定となっていない。よって、この規定は2月答申の文言の定義と一致している。他方、このかつこ書規定と対照的に、法第 107 条第2号は、特別支援区域に係る第二種交付金については、特定された区域、すなわち「全ての担当支援区域」における費用と収益の差を考慮するように規定している。

したがって、一般支援区域、特別支援区域及び非支援区域の全てにおける第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる全体の収益支を「基準」にして、当該提供に要する費用の額が当該基準を上回る第二種適格電気通信事業者のみに対して、その上回る額を上限額として、第二種交付金を交付するのが一般支援区域であり、当該基準に対し、当該費用が上回るか否かに関わらず、その「全ての担当支援区域」に係る費用と収益の差に対して第二種交付金を交付していくのが特別支援区域である。

なお、支援機関は、法第 107 条第2号に定める第二種交付金の額以上の金額を交付することはできない。同号はこれを明示した「上限規定」であって、第二種交付金の額の算定方法を定めた規定ではない。

(2月答申における検討結果)

第二種交付金を算定するに当たっては、第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の把握方法と、把握した費用とこれに対応する収益を用いて第二種交付金の額を算定する方法は、両者を区別して検討することが考えられる¹²。この点、2月答申において次のとおり整理されている。

費用把握方法については、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適當」とされ、「ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる。」と結論付けている。

¹² 電話ユニバ制度の交付金算定方法において用いられている長期増分費用モデルについて、LRIC モデル報告書では、「モデルの作成に当たっては、個別のアンバンドル要素単位コストや地域単位コストを具体的に算定するいわゆるコスティング(費用把握方法)を専ら目的とし、算定されたコストから実際の接続料をどのように導出するかといふいわゆるプライシング(料金算出方法)の議論には立ち入らないこととしている。」とされており、費用把握方法と料金算出方法はそれぞれ別途議論している。

一方、第二種交付金の額の算定方法については、「原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適當」であるとし、「特別支援区域については、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があることから、例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適當」とされている。

以上を踏まえ、交付金算定に関するコスト算定の基本的な考え方について検討を行った。

(イ) 主な意見

- 特別支援区域のうち、未整備地域の新規整備や公設設備の民設移行といったエリアは、例外的に収入費用方式により算定する必要があるとともに、安定・継続的な役務提供を可能とする必要十分で過大でない支援としても、可能な限り実態に即した収入及び費用で算定すべき。また、未整備地域の解消・民設移行の促進の観点から、それを担おうとする設備設置事業者にとっては、あらかじめ交付金による支援の額やその支援が得られる期間について十分な予見性・見通しが得られることが不可欠であり、継続的に収入費用方式により算定することが必要
- 交付金算定において、法施行日以降、公設設備が民設移行される場合(移行後を含む。)や、未整備地域において補助事業等により新規整備される場合(整備後を含む。)は、自治体が住民ニーズに基づき必要性を判断して整備したエリアであり、かつ、議会の承認プロセス等により適正性が確認されていることから、例外的に、実際の設備量を利用する「実際設備量モデル」に基づく収入費用方式で算定することが適當(設備の維持管理費用=地域ごとの実際の構築費用×維持管理係数(全国平均))
- NTT 東西のいう「実際の設備量を利用」とは、2月答申で言及されている「例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を用いる」を解説したものと理解。それを「実際設備量モデル」と称して、未整備地域を補助金等を利用して新規整備した場合や公設設備を民間移行した場合に適用し、また「未整備地域であるにもかかわらず黒字と判定されるエリア」にも適用するということで、確かに適用事例は少ない。さらに、「実際の構築費用」であって、維持管理係数は全国平均を用いるため、さほど違いが出るものでなく、費用も大きくならないように配慮するものという印象。そうであれば例外的な事例であるので、その都度特

別な事情というものを公表し、コスト算定に反映すべき

- 「実際設備量モデル」の適用を希望するエリアで、仮に赤字部分を補填し切れないとしたら、民間会社である以上そもそもサービスを提供することができない。こうしたエリアは赤字にならない範囲で事業を担うことを踏まえると、実際のコストに即した支援が必要
- 「実際設備量モデル」係るという意見の趣旨はよく分かるが、それをあらかじめ組み込んでおくというよりは、今回の研究会で決めてしまうというわけではなく、引き続き個別のケースを検討していく機会があると認識している。その際改めて考えるべき
- 議会の承認プロセスで適正性が確認されていることについて、議会の承認は移行のタイミングでの承認であり、そこからずっと承認が続くわけではないので、この「実際設備量モデル」に基づく方式を取り続けるか否かは検討の余地がある。どこかで原則に戻っていく必要があるのではないか。少なくとも当初2年間は実績データがないため、実際費用でやらざるを得ない
- 公設の設備を民設として引き受ける、あるいは未整備のところを補助事業を用いて整備することは、ある程度きちんと赤字分の補填が担保されないと、事業展開しにくい。よって、2年ではなく、一定程度の予見性を持たせてもらわないと事業展開が困難
- 今回の交付金は、各個別の支援区域の赤字を保証するという方式は基本的に取っておらず、最後は交付金を全額まとめて交付するような形を想定しているということを考えると、民設移行する地域や、あるいは補助事業を活用した未整備エリアの整備について、そのままこの例外である「実際設備量モデル」を適用し続けるかどうかは、まだ検討の余地がある

(ウ)考え方

(交付金算定に関するコスト算定における基本的な考え方)

交付金算定に関するコスト算定においては、2月答申の考え方を堅持することとして、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いること」とするのことが適当である。ここでいう「標準的なモデル」については、交付金算定では、基本的に、区域指定に関するコスト算定で用いる標準判定式を活用することとする。ただし、区域指定に関するコスト算定との目的・用途の違いに鑑み、交付金算定において、区域指定の標準判定式を活用するとしても、必要に応じてその標準判定式に修正を加えることが適当である。

(交付金算定の標準判定式の適用関係)

前述「2. (2)標準判定式の構築の進め方及び適用関係」で検討したとおり、区域指定に関するコスト算定においては、第二号基礎的電気通信役務の種別¹³に応じて、それぞれの標準判定式を適用した場合、町字によっては各判定式間で「一般支援区域」、「特別支援区域」又は非支援区域という指定結果に異同が生じる恐れがあることなどの理由から、原則として「FTTH の標準判定式」を用いて、一町字ごとに支援区域の当該指定結果が一意に定まる町字リストを一つ作ることとしている。

ただし、区域指定に関するコスト算定において、ワイ固専用型は、実需要が少ないので、町字ごとの一回線当たりのコストを標準的なモデルを構築して算定することが現時点困難であることから、継続検討事項とすることとしている。

一方で、交付金算定に関するコスト算定においては、当該種別に応じてその役務提供に必要な費用の一部を補填することが肝要であるため、当該種別に応じた標準判定式を創り、適用することが適当である。また、ワイ固専用型は、区域指定に関するコスト算定と同様に、交付金算定に関するコスト算定についても、継続検討事項とすることが適当である。

《第二号基礎的電気通信役務の種別と標準判定式の関係》

	区域指定	交付金算定
FTTH		(原則) 標準判定式の適用 (例外) ①公設地域の民間移行 ②未整備地域の新規民設民営整備 → 特異判定式の適用
HFC	FTTHの標準判定式	(原則) 補正されたFTTHの標準判定式の適用 (例外) ①公設地域の民間移行 ②未整備地域の新規民設民営整備 → 補正されたFTTHの特異判定式の適用
ワイ固専用型		標準判定式の構築は継続検討事項

(特異判定式の導入について)

2月答申では、「ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」とされている。しかしながら、特に第二種交付金の算定対象であるアクセス回線部門と海底ケーブル部門に係る算定方法において仮に「実際費用から大きく乖離してしまう場合」というものが生じる場合には、今回構築する標準判定式の速やかな見直しにより、判定式の結果の適正性と妥当性を確保すべきと考えられる。したがって、現時点で、実際費用方式を用いる場合を具体的に条件として設定することは困難であると考えら

¹³ FTTH、HFC 及びワイ固専用型をいう。

れる。

加えて、町字ごとの第二種交付金の額を算定するために、全ての町字に対し一律に標準判定式を適用することにはなお課題がある。具体的には、交付金算定に関する標準判定式は、電気通信事業者が自ら設置した電気通信設備を用いて平時に第二号基礎的電気通信役務を提供することを前提にしている。このため、自治体が所有する電気通信設備を用いる「公設地域」についてはその前提がそもそも異なる。また、「未整備地域」は、元来人口が少なく、また地理的条件等も理由に初期整備の障壁が著しく高いと考えられ、交付金算定に関する標準判定式が想定する一定の需要数をカバーするために要するコストを算定するという前提と相容れないものである。翻って BB ユニバ制度の政策目的を見るに、副次効果として公設設備の民間移行の促進と未整備地域の解消も有している。

以上のこと踏まえると、BB ユニバ制度の創設に係る令和4年改正電気通信事業法の施行日である令和5年6月 16 日(以下「施行日」という。)時点で、①公設地域又は②未整備地域であった地域については、施行日以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限って、交付金算定に関する標準判定式とは異なる「特異判定式」を適用することが適当である。

なお、これら①及び②の2つの場合を条件として適用されるこうした判定式を構築することは、2月答申において「特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適當」とされており、許容されていると考えられる。

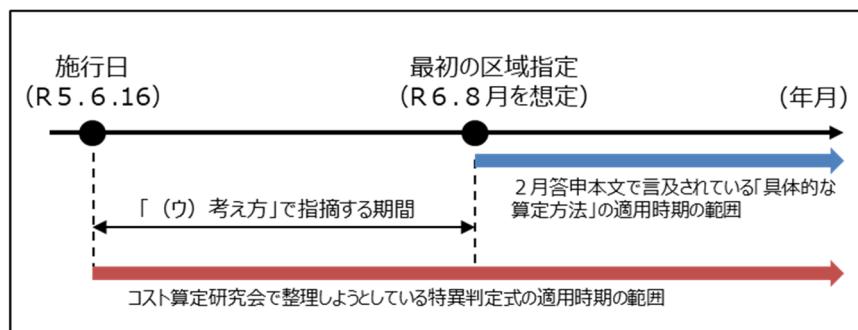
また、この2月答申では特に「特別支援区域の指定後に」とされているが、施行日から最初の区域指定日(令和6年8月末予定)までの間に、これら①又は②に該当する場合についても、制度の複雑さを回避し、政策目的を達成する観点から、この「特異判定式」を適用することとする。

(特異判定式における算定方法)

「特異判定式」の算定方法については、①公設地域では自治体の投資によって整備された設備が活用されること、②未整備地域では初期整備で構築した設備がその後 BB ユニバ制度によって維持管理費用が支援されること、それぞれに鑑みると、両地域ともに実際の構築費用を用いることが適當である。そして全国平均の維持管理係数を掛け合わせるなど今回の検討過程で提案された手法の具体化について、当該係数の公募を実施することを含め、総務省において検討することのが適當である。

ただし、特異判定式はあくまでも「例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用する」ものであるため、永続的に適用することは想定されず、標準判定式の適用を受けるという原則にいざれ戻ることを念頭に置く。したがって、適用期間等については、次の2点が重要であると考えられる。

- i) 特異判定式の適用については、標準判定式と同様に、総務省において継続的に見直すことが適当。その際、特定の町字について、特異判定式の適用から標準判定式の適用に切り替わる時期等について、実際の運用状況等も考慮して検討すべき事項として含めることが重要である。
- ii) 特異判定式の適用を受ける町字については、真に役務提供に必要な費用を特定し、それに基づいて交付金が算定されているか等が客観的に確認でき、透明性と公平性が担保されるようにするために、費用などは公表されることが適当である。それは i) の見直しの議論にも資するものであり、その公表に当たっての具体的な項目や方法については、経営に関する情報等にも配慮しながら、総務省令等の中で総務省が策定することが適当である。



(2) 交付金算定に関するコスト算定方法(共通部分)

(ア) 背景

前述「2. (4)① 部門別のコスト算定」で検討したとおり、区域指定におけるコスト算定は、「ネットワーク全体のコストを算定する必要があることから、町字ごとに「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」、「中継回線部門」及び「設備利用部門」の4部門のコストの合計により、一回線当たりのコストを算定すること」としている。

また、2月答申においては、「中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用が大きいと考えられる。そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」との結論を得て

いる。

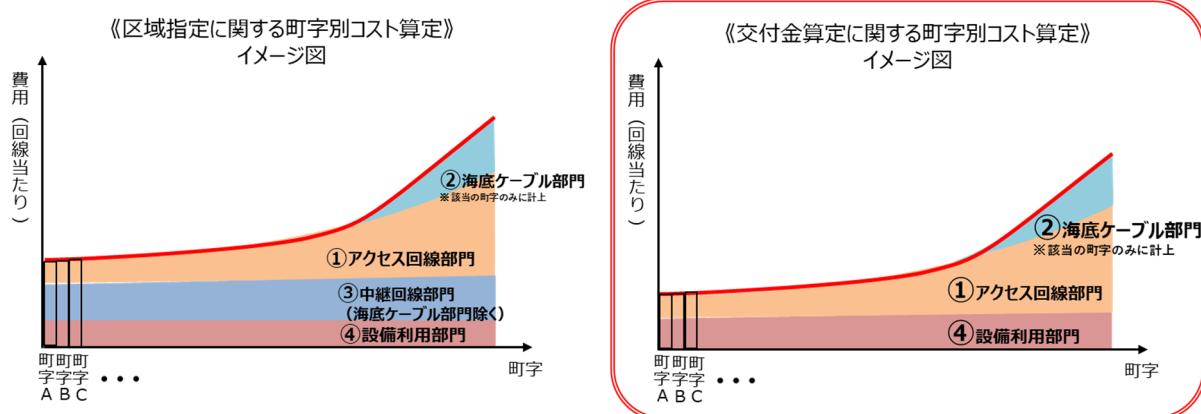
これらの整理を踏まえて、交付金算定における部門別算定の範囲について検討を行った。

(イ) 主な意見

- 交付金算定において、「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」、「設備利用部門」の部門ごとに算定して合算し、「中継回線部門（海底ケーブル部門除く）」は除外することについて、事務局で示された案の通りで問題ない
- 基本的には区域指定での考え方を用いつつも、交付金算定では、区域指定時点での未整備地域も含めて、実際の設備構築が行われた後の費用算定であり、設備量等が把握可能であることを踏まえ、その点を反映し、より実態に即した費用算定とする必要
- 町字別の一回線当たりのコスト算定において、分母となる回線数は、町字別の交付金算定年度における実需要回線数を用いるべき

(ウ) 考え方

交付金算定のコスト算定においては、「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」、「設備利用部門」の部門ごとに算定して合算し、「中継回線部門（海底ケーブル部門を除く。）」は除外することが適当である。



(3) 各論:各部門におけるコスト算定

① アクセス回線部門

(ア) 算定対象の設備範囲

(i) 背景

前述「(2)(ア)背景」でも述べたとおり、交付金算定に関する標準判定式の構築に当たり、その算定対象の設備範囲は、2月答申において、「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」と結論付けられた。

これを踏まえて、アクセス回線部門における、FTTH、HFC 及びワイ固専用型の役務別に具体的な算定対象の設備範囲について検討を行った。

(ii) 主な意見

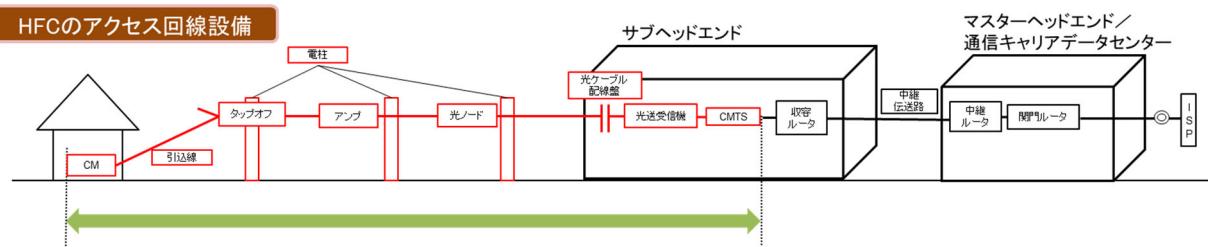
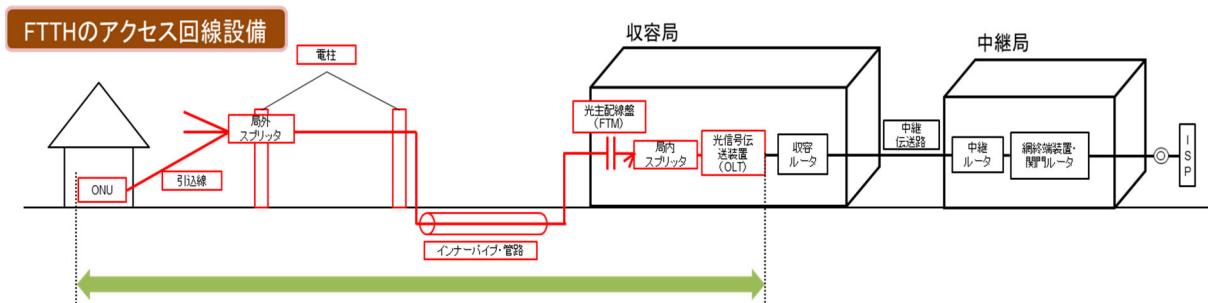
- FTTH におけるアクセス回線設備の対象範囲は、当面は事務局案で問題ない。ただし、収入費用方式で用いる収入額について、費用の算定対象設備に対応する形でその範囲を画定・限定(収入額を圧縮)することが必要
- FTTH のアクセス回線設備の範囲は事務局案のとおりで問題ない
- FTTH、HFC、ワイ固専用型のアクセス回線設備範囲(事務局案)について異論ない
- 未整備地域の新規整備を行う上で、当該地域への役務提供に必要となる固有の設備(収容ルータ・地域特性に応じた特殊物品等)を要するケースが判明した際は、既に設置されているものを活用する場合が多いが、一部町字では新設をするため、交付金による支援の対象費用とすべき
- ワイ固専用型については、コア設備を他地域と共にせずに、サービスを提供するケースも想定されるため、その場合はコア設備を含むことが妥当
- 特定の町字のために収容ルータを新規に設置する場合、町字での新設であり、その新設ルータ以外に他にルータがないということがやはり確認されなければならず、海底ケーブルの中継回線と同じ属性を持っている。これについては交付金の算定対象としなくてよい
- 収容ルータが必要となるのは、収容ルータから端末までの距離が長くなる場合に光信号の減衰があるため、中継として置かざるを得ない場合。基本的に収容数が小さいと見込まれる場合には、隣の収容局の収容ルータを活用している。仮に、特定の町字のために新規設置する収容ルータが交付金算定として認められないならば、事業者負担で置くことができないため、そのエリアは事業の引受けができない。仮に(収容ルータが交付金算定として認められる条件として)毎年の報告義務が課されたとすれば、報告する

- 「ワイ固専用型におけるローカル5G のコアネットワークの構成設備(以下「5Gコア」という。)」についても交付金算定の対象として含めることを希望し、毎年報告ということになれば報告は許容できる
- 収容ルータや5Gコアについては、基本的な構造は海底ケーブルの中継回線と同じであり、個々に見れば様々な事情はあり得るが、標準的なものを創っていくという観点においては、ある程度「決め」も必要。海底ケーブルを中継回線として整理するということであれば、こちらも基本的には中継回線コストに当たるものについては、除外していくという基本的な考えにのっとって整理するという考え方も、100%のものは作れないという制度開始時においては必要。ただし、実態とあまりにも乖離することであれば、将来に向けて見直していくべき

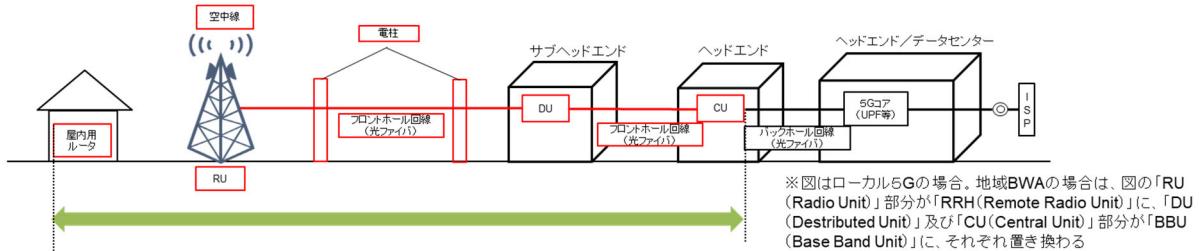
(iii) 考え方

交付金算定の対象となるアクセス回線設備の範囲については、次のとおりとすることが適当である。

- FTTH: ONU(光回線終端装置)から OLT(光加入者線局内装置)まで
- HFC: アクセス回線設備については、CM(ケーブルモデム)から CMTS(ケーブルモデム終端装置)まで
- ワイ固専用型:
 - ローカル5G: 屋内用ルータから CU(Central Unit)まで
 - 地域 BWA :屋内用ルータから BBU(Base Band Unit)まで



ワイド専用型のアクセス回線設備



これら算定対象の設備範囲を前提として、「FTTHにおける収容ルータ」と「5Gコア」については、地理的条件等により個別具体的な事情が想定し得るものとの、原則として、中継回線設備に含まれ、交付金算定の対象設備の範囲に含まれるものではない。

しかしながら、未整備地域の一部特定の町字において、第二号基礎的電気通信役務を提供するため、その町字のみのために限定期的に新規整備が必要となる場合も考えられる。そのため、「FTTHにおける収容ルータ」と「5Gコア」については、個別具体的な事情を維持管理費用の支援において例外的に取り扱う手立てを用意しても良いよ_いいと考える。

仮にそのような個別具体的な事情を考慮して例外的に「FTTHにおける収容ルータ」と「5Gコア」を取り扱う場合においては、その取扱いの必要性を確認するため、総務省において、それら設備の構成や費用等について、第二種適格電気通信事業者から毎年報告を受け、精査することが必要であり、また、透明性を担保するため、内容を整理した上で公表することが適当である。

(イ) 算定方法

(i) 背景

アクセス回線部門に係る算定方法については、これまで区域指定に関するコスト算定として検討を行い、前述「2. (5)①アクセス回線部門」において整理を行った。これらの検討も踏まえて、交付金算定に関するコスト算定の算定方法についても検討を行った。

なお、算定方法の検討については、2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的か

つ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられている。

(ii) 主な意見

- 「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ない
- 民設移行・補助事業等を活用した整備(移行後・整備後を含む。)の場合は、可能な限り実態に即した算定とする観点から、実際設備量に基づく算定とすべき。具体的には、伐採や除雪・斜面での施工等、地域特性に応じた追加的工程は、多くの場合、投資額に反映されるため、「地域ごとの実際の構築費用(投資額) × 維持管理係数(全国平均)」を用いることにより、地域ごとの実態を反映した費用が算出できる
- 実際費用方式を用いる方法については、2月答申において「適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合」、「例外的かつ補完的に」といった極めて限定的な対応が求められている。よって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や本当にそれを考慮すべきものか否かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、まずは標準モデルに反映しその費用を適用すべき。実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間をする場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべき
- 減価償却費は、無償譲渡された資産や補助金等により構築された資産においては交付金支援対象外である一方、事業者負担による設備更改が行われた場合には交付金支援対象とすべき
- 役務提供の維持において標準的なモデルでは算定し得ない費用が発生した場合は、例外的・補完的に実際費用を用いることが必要
- 災害の発生等で大規模な設備の復旧が必要となり、多大なコストが発生する場合、当該コストが交付金から補填されないことで、固定ブロードバンドサービスの維持~~をが図ることができられ~~ない場合には、交付金算定等において、特例的な対応を取ることは考えられる。~~—実際に~~そういった大規模な災害が起ったときにどうするかを議論していくことが必要

(iii) 考え方

アクセス回線部門コストの算定方法については、原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することが適當である。ただし、前述「(1)(ウ)考え方」において検討したとおり、施行日以降、①公設設備が民間移行された場合、②未整備

地域で新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限っては、特異判定式を例外的に適用することが適当である。

「特異判定式」の算定方法などについては、前述「(1)(ウ)考え方」において検討したとおりである。

(ウ) 共通費の配賦基準

(i) 背景

ワーキンググループにおいて、ブロードバンドサービスにおける第二種交付金の具体的な算定方法等が検討された。ワーキンググループの中で、「他の役務と共にしている設備」や「他事業者と共にしている設備」に関して費用配賦するに際し、適切なコストドライバをどのように考えるか検討された。とりわけ放送と共にする設備のコスト算定については、次のような論点整理(案)が令和5年12月12日の第5回会合において提示された。

「放送役務と共にする場合、アクセス回線部門において一芯又は二芯で提供しているケースが存在するところ、二芯であれば、芯線数で費用を配賦し、第二号基礎的電気通信役務に係る部分を、今回の交付金の算定対象とすることが適當であるといえるのではないか。一方で、一芯で放送役務及び通信役務を提供している場合には、上述¹⁴の基準にしたがって、通信役務に係る部分のコストのみを標準判定式の算定対象とすることが適當ではないか。当該基準について具体化すれば、例えば「役務別の支出額比」、「波長数」、「トラヒック比」や「帯域比」などが考えられるところ、いかに考えるか。現在総務省で開催中の「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」(以下「コスト算定研究会」という。)において、この点、まずFTTHの配賦基準について議論し、その後、その結論をベースにHFCにも適用することの可否について検討を深め、そうしたコスト算定研究会の検討状況も踏まえて、年明けのこのワーキンググループの答申案の議論までに何らかの基準又は方向性を同案に盛り込んでいかがか」

¹⁴ 「上述一.」には、「他の役務と共にしている設備や他事業者と共にしている設備に係る費用配賦については、BBユニバーサルサービスが、第二号基礎的電気通信役務に該当する電気通信役務をユニバーサルサービスとしてその提供に要する費用を今回の新たな交付金で補填しようとしていることから、「第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分する」ということが基準となるのではないか」と記載されている。

これを踏まえ、コスト算定研究会において、「他の役務と共に用している設備」や「他事業者と共に用いている設備」に関して費用配賦する際の、適切なコストドライバについて検討を行った。

(ii) 主な意見

- NTT 東西の FTTH サービスで視聴できるテレビサービスには、RF 方式と IP 方式の2種類があり、RF 方式は「ブロードバンドサービス」と「放送用通信」を波長により多重し、波長は常にそれぞれの役務で占有。一方、IP 方式はブロードバンドサービス上に流れる放送以外のコンテンツや Netflix などの映像サービスと同様に、放送コンテンツについてもパケットにより伝送している。電気通信事業者としては、放送サービスのコンテンツも含めて、全て「通信」であり、通信として伝送している
- NTT 東西が提供する放送サービスはブロードバンドサービスに重畠する付加サービス(放送サービス単体での提供は行わないもの)であり、放送サービスの提供に用いる波長も含め、芯線に係るコストはブロードバンドサービス側で全て負担(放送サービスの提供に係るコスト回収方法は事業者によって異なると想定)。そのため、放送サービスの提供に係る芯線コストをコスト算定から除外した場合、「収入」・「費用」それぞれが対象とする設備範囲に不整合が生じるとともに、放送サービスに配賦されたコストは利用者からの回収機会・交付金による支援がともに無いこととなり、芯線トータルのコストの不足分を補えず、結果としてブロードバンドサービスを維持するための支援が不十分となるおそれがある
- IP 方式の場合、アクセス回線コストをその中を流れるコンテンツの種類により分計すること(パケットの中身を解析し、その種類によりパケット数を集計すること)は技術的に困難であり、解析・集計するためには多額のコストが必要で、かえって利用者料金や交付金の増となるおそれがある。また放送も他のコンテンツと同様に、ブロードバンドサービス上で流れるコンテンツの一つであり、放送サービスのみを除外する理由は乏しい
- 放送用通信が交付金の対象とならない場合、放送用通信分の高コスト分を、放送事業者や利用者にご負担いただくことは困難であると想定されることから、支援区域で放送サービスを提供する必要がある場合には、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金とは別の支援制度が必要
- FTTH に関する配賦に関して、本制度を効率よく進めるため、二芯の場合は“芯線数で費用を配賦する”に賛同し、一芯の場合は、波長数による配賦が妥当。ただし、その妥当性についてはしっかり議論することが必要
- 今後、IP 放送(マルチキャスト)方式による放送サービスの提供方法が進む場

合、IP 放送方式だけを交付金算定の対象にするのは、RF 方式との関係で不公平。逆もまた然り。両方式の配賦の在り方に関して継続検討事項としてはどうか

- HFC については、配賦が難しい。HFC に関して、FTTH への移行が進んでいる中、FTTH と HFC の放送と通信の配賦割合の差により、その結果に大きく差が生じることもよくない。故に、HFC の放送と通信の配賦割合について「まず FTTH の配賦基準について議論し、その後、その結論をベースに HFC にも適用する」ことに賛同。HFC は配賦が難しいため、作業の効率性も鑑みて、FTTH と同じ配賦割合を採用することがよい
- IP 方式はブロードバンドサービスのオプションだとの NTT 東西からの発言について、今後、IP 放送だけを単独のサービスとして売る事業者が現れることもあり得るとすれば、配賦基準は将来的には、ベストエフォートのサービスであるのか、それともある程度、いわゆる放送品質を確保した IP 再送信と言われるものであるのか、という中身が線引きの基準になるのかもしれない
- コンテンツでパケットの切り分けができないものか。コンテンツの配合比は将来的に大きく変わり得るのか。もし配合が変わるとなると、もし切り分けるとしても基準が決めづらい。やはり配賦というのはフィクションの世界。交付金算定というのは、原価計算でいう意思決定アプローチであり、交付金決定のために関連情報をなるべく正確にということがある。しかし、一方で原価計算であるため、プレーヤーの行動に影響を与えるということもあって、難しい問題。もし IP 方式を放送として抜いた場合、NTT 東西等の事業者にどういう影響があるか考えることが必要
- BB ユニバのまさに対象となるアクセス回線部分でどのようなコンテンツ量となっているかは事業者では分からないし、コンテンツの中身を覗きに行くこと自体通信事業者として非常に困難。コンテンツの内容が今後変わっていく可能性があるかについては、動画のような大容量コンテンツは今後もますますその比率を増していくだろうが、一方で、IP 方式のコンテンツは増えてはいかず、だんだんと小さくなっていく
- マルチキャストの部分について、NGN の中である程度のトラヒック量を算定されるのであれば、マルチキャストでその後配賦されるところはある程度のトラヒック量は想定できる
- IP マルチキャストといつても、ONUまで全て放送が来ているものではない。収容局までマルチキャストしたものを、利用者がそのニーズに応じて取りに行っている形になる。仮にその町字で一人も利用されていない場合には、そこには全く放送が流れていことになるがその把握は困難
- サービスという視点で、RF 方式で、同じ地デジ、BS、CS 等を送るサービスと、IP 放送、IP 再送信で同じサービスを提供するという状況において、RF は算定

対象にならず、IP 放送だけは算定するというのは、やはり不公平

- RF 方式と IP 方式という、地域の差によって結果が異なってくるということを許容すると、片方の技術をなくしていくという方向に行きかねない。そこは中立的であるべきだ。双方において差が出ないような結論がよい
- 再送信系は、ユーザが利用しなければ当然流れないということだが、ユーザ数が増えるとか、将来こうした IP マルチが当たり前の世界になっていく状況下では、全くゼロにならないか、逆に増える方向ではないか。ただ、それをどうやって算出するかは不明
- 放送はブロードバンドサービスから除かれる。RF と IP は何か同じ基準を設けて、統一的に放送部分を除外するという考え方が必要。また、実態を測れば、NGN の中は測れるということも技術的には可能だが、あまりそこにエネルギーをかけるということも、実利がない。特にアクセス回線のところでコンテンツを見るのはやはり通信の秘密にも関わってくるため賛成できない。やはり原則としては、波長数として、「上り下りの通信」と「一本としての放送」ということで、「2 対1」で按分するということを、RF の方でも統一的に処理するという一定の仮定を置くことも、選択肢としてはあり得る
- 2 対1で按分されると、BB ユニバの対象エリアで放送サービスを提供しないほうが(通信について)満額の交付金が算定されることになるため、事業者として、そのような行動を検討せざるを得ない
- 放送役務は重畳する付加サービスであると言っている営利事業者にとって、付加サービスがペイしないという判断であれば、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の枠の中では放送役務を提供しないという判断もあり得る。放送サービスが必要不可欠だという判断をした場合には、ユニバーサルサービス交付金とは別の支援制度を考案すべき
- 4Kだと20数 Mbps、8Kだと80Mbps がコンスタントに流れ続けるというのは、ブロードバンドサービスとは異なるネットワークが必要になるということで、ブロードバンドのオプションだという位置付けでは到底済まなくなると考える。よって、現状は NTT 東西が提供されているのは、一番末端の区間はもうベストエフォートでパケットを送られているということであり、ブロードバンドサービスの単なる一つのオプションであるということで問題ない。ただし、それで済まないようなサービスとは何なのか、そのときどう別立てで考えるのかということは、継続検討課題にしておくのことがいよい
- 将来どんどん IP が増えていくことを考えると、通信事業者にとってみれば、IP が通信サービスの一環だと見えるのは当然。ただ、例えば放送なら放送のほうでの交付金や補助金制度と、どういう補完的関係になるか、整合性という視点も必要

(iii) 考え方

令和3年から開催されている「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」といった、総務省の累次の検討会等において、ブロードバンドネットワークを用いて RF 方式及び IP 方式(マルチキャスト配信に限る。以下「IP マルチ方式」という。)によって提供される放送サービスは、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)上の「放送」と位置付けられることが確認されている。

2月答申及びワーキンググループにおいても議論されたとおり、BB ユニバ制度が、民間事業者を「放送事業者」との文言で切り出すのではなく、「電気通信事業者」との切り口から、その「電気通信事業者」による互助で成り立つ、「通信」を受益する者による負担(受益者負担)制度として制度化されていることに鑑みると、放送サービスに係る費用を除いた上で、第二種交付金を算定することが適当である。

また、放送サービスと共に用する通信設備に関しては、放送に係る費用を除く算定方法として、二芯方式により提供される場合は芯線数で費用配賦し、一芯方式により提供される場合は「波長数による按分」の考え方で費用配賦(一芯の中で、放送は一波(下りのみ)、通信は二波(上りと下り)であり、通信に係るコストドライバは2/3)とすることが適当である。

なお、RF 方式か IP マルチ方式かという「放送」の伝送方式の違いによって、異なるコストドライバを適用する考え方もあり得るところ、それにより算定結果が地域によって異なることを許容した場合、どちらか一方の伝送方式による放送サービスの提供を後押し又は減らす方向に作用しかねない。このため、コストドライバの検討において RF 方式又は IP マルチ方式の違いに着眼することは、技術中立性及び公平性の観点から適切でないと考えられる。したがって、RF 方式か IP マルチ方式かという伝送方式に関わらず放送サービスと共に用する電気通信設備に関しては、2/3の費用配賦により、通信に係る費用を把握することが適当である。

一芯の場合における、こうした RF 方式とIPマルチ方式に関わらず2/3のコストドライバにより通信に係る費用を把握する方法が、技術の進展等も踏まえ適切か否かは、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要である¹⁵。

以上の「共通費の配賦基準」の考え方は、FTTH に対し適用するものである。一方

¹⁵ 放送サービスを利用する利用者分に限定して、支援区域における一芯方式の費用配賦を検討してはどうかとの提案もあったところ、規制コストの増大等とのバランスも踏まえ、運用実態等も勘案して継続検討事項とする。今後の技術革新の動向やブロードバンドネットワークを活用して放送サービスを提供する事業者の状況なども注視しながら、通信と放送の費用配賦の基準の在り方については継続的に検討する。

で、コスト算定研究会の検討過程で提案された制度の複雑さ等を回避することも念頭に、この考え方を同時に HFC に対しても適用することとし、制度の運用状況、共用する設備の利用実態等も踏まえて継続的に見直しを図っていくことが適切である。ワイド専用型については、区域指定及び交付金算定の標準判定式の構築に向けた継続検討の中で併せて共通費の配賦基準についても議論すべきである。

② 海底ケーブル部門

(ア) 算定対象の設備範囲

(i) 背景

前述「(2)(ア)背景」でも述べたとおり、交付金算定に関する標準判定式の構築に当たり、その算定対象の設備範囲は、2月答申において、「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適當」と結論付けられた。

これを踏まえて、算定対象となる「海底ケーブル」の具体的な設備範囲について検討を行った。

(ii) 主な意見

- 交付金算定に当たり、海底ケーブル設備の対象範囲については、専ら当該離島への役務提供に要する設備である観点からは、事務局案の範囲に加え、陸揚局－収容局間の伝送路も含めることが適當
- 海底ケーブルの対象設備の範囲は事務局案のとおりで問題ない
- 離島の中継回線コストについては、多くの中継局を経由する本島の中継回線と位置付けは同じであるため、2月答申の考え方（「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」対象外とする）のとおり、本島の中継回線コストと同様に交付金コストへの算入はすべきでない
- 中継回線は基本的にリング構成されており、陸揚局までの中継回線も他の中継回線と同様に「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与している」ことに変わりないことから、事務局案の通り陸揚局までの中継回線は対象設備範囲から除外し、海底ケーブルの範囲は「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き揚げる部分を含む。）」とすることが適當
- リング構成等々でもって、他の区間の中継と共に用されている割合がどれくらいなのか。実際に、敷設された経験のある事業者で離島への役務提供に要する設備とそれ以外の設備のコスト比がどれくらいなのか。サンプルデータを電気通信事業者から提示されることが最終的に判断するのによい

- 個別に設備を見ていくと、実際の陸揚局からリングになっている場合もあれば、陸揚局から一番近い収容局までが張り出しのようになって、そこが専用線的になっている場合もあり得る。ただ、中継回線コストも同様である。標準的なものを創るという観点から、中継回線と同じように陸揚局の外側の陸上ネットワークのところについては、中継回線コストとして除外していくと整理するのがよい
- 区々、リングであったり、張り出しみたいな形で一本でやったり、ということを一本一本確かめるという作業も膨大。原則、中継回線コストは除く考え方が当初の事務局案だったのだから、この考え方を修正せずに踏襲することも一つの判断
- リングになっている離島というのは比較的大きな離島であり、既に離島には光が整備されており、おそらく支援の対象にならない。未整備地域の小さな離島は(海底ケーブルから先は光が未整備で)行き止まりになっている可能性があり、その部分を交付金算定に追加していく考え方もある
- 本当にコストがどれぐらいの割合なのか、あるいは、個別に特別調査をしたり、標準モデルに加えてコストを積み上げる労力だとか、そういうことを考えたときに、本当にどこまでやるかというところは全体のボリュームだと、それを見て判断すべき
- 海底ケーブルについては電話や放送等他の役務と共に用いている設備であることから、2月答申の整理を踏まえ、当該設備の交付金算定の際には第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分のみがコスト算入されるものと認識
- 交付金算定モデルにのコストに算入する海底ケーブルの陸揚局の対象設備の範囲は、給電装置、海側伝送端局装置、ケーブル終端装置、電力ケーブル及び局内光ファイバを対象とすることが適当。基本的に陸側の伝送端局装置は陸上ネットワークにつながっているため、海側の伝送端局までを海底ケーブルのコストとして見て、陸側の伝送端局は中継回線部門コストとして見るのがよい
- 算定の対象とする陸揚局内の設備については、交付金が最終的にユニバーサルサービス料として利用者の負担となる可能性があることを踏まえれば、交付金の肥大化を抑制するため、現行の LRIC モデルと同様に必要最低限となる設備(CTF、リピータ、電力・空調設備等)とすべき

(iii) 考え方

そもそも海底ケーブル及び陸揚局については、中継回線設備を構成するものである。また、交付金算定に関するコスト算定において、前述「(2)(ウ)考え方」において、中継回線部門コストは、交付金算定の対象外とすることを示した。したがって、海底ケーブル及び陸揚局については、交付金算定の対象外とすることも考え方としてはあり

得る。

しかしながら、まず海底ケーブルについては、2月答申において、中継回線設備は基本的に算定対象設備の対象外としつつも、「離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用が大きいと考えられる」ことを理由として、海底ケーブルを交付金の費用算定の対象設備とすることが適当である旨、結論付けがなされた。また陸揚局については、2月答申で明示的に言及されていないものの、海底ケーブルを用いて役務を提供するためには不可欠な施設であると考えられる。

したがって、海底ケーブル部門コストの算定方法については、例外的な取扱いを認める2月答申の考え方を踏襲し、交付金の費用算定に当たって限定的にこれらを対象に含めることが適当である。

その際、具体的に交付金算定の対象となる「設備」の範囲については、
[A 地点の海側の伝送端局] – [海底ケーブル] – [B 地点の海側の伝送端局]
とすることが適当である。



(イ) 算定方法

(i) 背景

海底ケーブル部門に係る算定方法については、これまで、区域指定に関するコスト算定として検討を行い、前述「2. (5)③海底ケーブル部門」において整理を行った。これらの検討も踏まえて、交付金算定に関するコスト算定の算定方法についても検討を行った。

なお、算定方法の検討については、2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられている。

(ii) 主な意見

- 「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用すること」で問題ない
- 交付金算定においては、実際の設備量が把握でき、離島ごとに構築方法・故障リスク等が異なることから、実際設備量に基づく算定を原則とすべき。具体的には、海底ケーブルの実際の亘長に単価を乗じた上で、実額の陸揚点コストを加えることが考えられる(実際亘長×実際単価+実際陸揚点コスト)
- 実際費用方式を用いる方法については、2月答申において「適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合」、「例外的かつ補完的に」といった極めて限定的な対応が求められている。よって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や本当にそれを考慮すべきものか否かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべき。実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべき
- 役務提供の維持において標準的なモデルでは算定し得ない費用が発生した場合は、例外的・補完的に実際費用を用いることが必要
- 災害の発生等で大規模な設備の復旧が必要となり、多大なコストが発生する場合、当該コストが交付金から補填されないことで、固定ブロードバンドサービスの維持をが図ることができないような場合には、交付金算定等において、特例的な対応を取ることは考えられる

(iii) 考え方

海底ケーブル部門コストの算定方法については、前述「(ア)算定対象の設備範囲」でも検討したとおり、例外的な取扱いを認める2月答申の考え方を踏襲し、第二種交付金の費用算定に当たって限定的に海底ケーブル及び陸揚局を対象に含めることと整理した。

これも踏まえて、前述「(1)基本的な考え方」でも述べたとおり、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いること」とし、具体的には原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することが適当である。

特に陸揚局に係るコストの算定方法については、陸揚局内部の構成設備を含め、区域指定に関する標準判定式と同様に、コスト算定研究会での意見等と実態を踏ま

えて、総務省において検討を深めることが適当である。

なお、「陸揚局から最寄り収容局までの間の設備」については、海底ケーブル部門がそもそも中継回線設備を構成するものであること、そしてそれを前提としつつ例外的に「海底ケーブル」と「陸揚局」を扱っていることに鑑み、海底ケーブル部門コストの対象設備の範囲に含めないこととする。

③ 設備利用部門コスト

(ア) 算定方法

(i) 背景

設備利用部門に係る算定方法については、これまで区域指定に関するコスト算定として検討を行い、前述「2. (5)④設備利用部門」において整理を行った。これらの検討も踏まえて、交付金算定に関するコスト算定の算定方法についても検討を行った。

なお、算定方法を検討するに当たっては、2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられている
~~ニ~~
~~とに十分留意する必要があつた。~~

(ii) 主な意見

- 「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用することで問題ない
- 利用部門コストに含まれる注文受付・料金請求等は、全国集約的に業務を実施することが可能であり、エリアによらず、全国平均コストにより算定可能であることから、基本的には区域指定と同様の次の算定式でよい。ただし、交付金算定においては可能な限り実態に即した費用とする観点から、一回線当たり
の収入見込額(3,869 円/回線・月)ではなく、各事業者の実際の提供実態を反映した一回線当たりの収入額を用いて算定することが適当(「一回線当たりの利用部門コスト=事業者ごとの一回線当たりの収入額×収入額に対する利用部門コストの比率(事業者実績)」)

※ 収入額に対する利用部門コストの比率(事業者実績)=指定電気通信役務提供事業者の利用部門コスト÷指定電気通信役務提供事業者の収入額

- 実際費用方式を用いる方法については、2月答申において「適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合」、「例外的かつ補完的に」

といった極めて限定的な対応が求められている。よって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や本当にそれを考慮すべきものか否かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべき。実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべき

(iii) 考え方

設備利用部門コストのうち、競争対応費用としての宣伝費や販売促進費の各費目の取扱いについては、ワーキンググループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められていたため、標準判定式におけるコスト算定の対象外とすることが適當とされた。その結果これに従うことが適當である。

その上で、交付金算定に関するコスト算定における設備利用部門コストの算定方法については、区域指定に関する標準判定式を活用することが適當である。

(4) その他

その他交付金算定に関する標準判定式を構築するに当たって、考慮すべき事項等について検討を行った。

(ア) 主な意見

- 役務提供の維持において標準的なモデル・平均化された係数では算定し得ない費用が発生した場合(大規模災害発生時等)は、例外的・補完的に実際費用を用い、災害に伴う復旧コスト(損壊設備の除却費や撤去費用、再投資設備の減価償却費)などを個別把握することが必要。ただし、政府による災害復興予算等も含めた支援がなされる場合は、その部分は交付金からは除外
- 移動電源車等の災害対策設備に係る費用は、災害時の役務提供の維持・早期復旧に必要なものであり、かつ、災害発生時には地域を限定せず全国に持ち運び可能なものであることや、事業者により配備状況は区々であることから、当該事業者が実際に配備する「災害対策設備コスト÷当該事業者の回線数」(担当支援区域外も含めた当該事業者のサービス提供エリア全体)により、一回線当たりの災害対策コストを算定することが適當
- 移動電源車やポータブル衛星装置などの災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備については、事業規模によって保有する事業者が限定さ

れることなどを踏まえて、ブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否かを総務省において十分に精査の上で、仮に標準的なコストとして計上することが適切と認められる場合に限って算定対象とするということで問題ない。仮に当該設備のコストを算定対象とする場合には、算定対象の設備と算定方法の明確化が必要

- 交付金コストについては、中継回線コストを除外することになっており、その理由が、不採算地域以外の役務提供にも寄与していることが一つ判断としてある。よって、災害対策コストについても、例えば移動電源車みたいなものについては不採算地域だけで用いられるものではなく、その地域一帯を含めてカバーされるものであるため、中継回線コストの考え方を踏まえるとそれを入れるべきなのか否か、よく検討することが必要

(イ) 考え方

BB ユニバ制度は、第二号基礎的電気通信役務を、国民生活に不可欠であるために、あまねく日本全国において提供が確保されるべき電気通信役務として捉え、適切、公平かつ安定的に提供されることを企図しており、不採算な地域も含めて、平時の常態的な超高速ブロードバンドサービスの提供において地理的格差が生じることは原則として想定していない。

最新調査の結果、令和5年3月時点で光ファイバの整備率は 99.84%となり、未整備世帯は約 10 万世帯(令和4年同月比で約6万世帯減)となった。安定した提供を適切かつ公平に行う取組を引き続き実施することが重要であると考えられる。

アクセス回線部門及び海底ケーブル部門において、交付金算定に必要な設備の単価(例:加入系光ケーブル芯 km 単価等)や各費目のコスト把握のための係数値(例:減価償却費における経済的耐用年数等)の入力値については、区域指定に関する標準判定式の構築の際と同様に、公募の手続を経ることが適当である。

災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備(例:移動電源車等)については、不採算地域だけで用いられるものではなく、また第二号基礎的電気通信役務の提供のみならず、他の電気通信役務の提供にも使用されることなどを考慮すると、直ちに交付金算定に関するコスト算定の対象とすることはなじまないものと考えられるが、まずはこれらの設備がブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否か、総務省において慎重に検討することが適当である。

おわりに

コスト算定研究会では、BB ユニバ制度に係る第二種交付金の交付のために必要となる区域の指定やこの交付金の額の算定に際して、光ファイバの維持管理費用に係る町字別のコストを計算するため、その標準的なモデルとして「標準判定式」を構築することを中心に検討を重ねた。この報告書は、その検討の成果をまとめたものである。

総務省においては、この報告書の内容を十分に踏まえ、区域指定及び交付金算定に係る標準判定式の構築等、制度の運用開始に向けて、引き続き着実かつ迅速に必要な取組を進めてほしい。

また、この報告書の中で引き続き検討ないし見直しを行うことが適当とされた事項等については、今後更なる精査・検討を進め、議論を深める必要がある。総務省においては、社会経済環境の変化や技術の進歩も見定めながら、実際の運用状況等を踏まえつつ、適時適切な制度の見直しを実施すべきである。

資料編

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会
名簿**

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
主査	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
主査代理	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 名誉教授
構成員	かすが のりひろ 春日 教測	甲南大学 経済学部 教授
構成員	きたぐち よしあき 北口 善明	東京工業大学 学術国際情報センター 准教授
構成員	すなだ かおる 砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
構成員	たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会
開催状況**

	開催日	議題等
コスト算定に関する研究会 (第1回)	令和5年9月 26日	「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定」について (研究会の立ち上げ・事務局説明)
コスト算定に関する研究会 (第2回)	令和5年 11月7日	「区域指定」に関するコスト算定の検討について (事業者等ヒアリング①)
コスト算定に関する研究会 (第3回)	令和5年 11月17日	「区域指定」に関するコスト算定の検討について (事業者等ヒアリング②)
コスト算定に関する研究会 (第4回)	令和5年 12月5日	「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定」について (「区域指定」に関するコスト算定の論点整理(案)及び 「交付金算定」に関するコスト算定の検討の視点に係る議論)
コスト算定に関する研究会 (第5回)	令和5年 12月19日	「交付金算定」に関するコスト算定の検討について (事業者等ヒアリング③)
コスト算定に関する研究会 (第6回)	令和6年1月 22日	「交付金算定」に関するコスト算定の検討について (論点整理(案)に係る議論)
コスト算定に関する研究会 (第7回)	令和6年2月2日	「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定」について (報告書(案)に係る議論)
<u>コスト算定に関する研究会 (第8回)</u>	<u>令和6年3月26日</u>	<u>「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定」について (報告書(案)に対する意見及びその考え方(案)・報告書取りまとめ)</u>

※上記会合はいずれもオンライン会議にて実施。

第二種交付金及び第二種負担金に係る主な参考条文

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第二章 電気通信事業

第七節 基礎的電気通信役務支援機関

(基礎的電気通信役務支援機関の指定)

第一百六条 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

- 一 職員、設備、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 支援業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて支援業務が不公正になるおそれがないこと。

(業務)

第一百七条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- 二 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するもの

に限る。) を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第一種適格電気通信事業者の指定)

第百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第一種適格電気通信事業者として指定することができる。

- 一 総務省令で定めるところにより、申請に係る第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。
- 二 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。
- 三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

- ② 前項の規定による指定は、総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。
- ③ 第一種適格電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者に限る。）は、第一項第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第一種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。
- ⑤ 総務大臣は、第一種適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一種適格電気通信事業者から第一項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。
 - 一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
 - 二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
 - 三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

(第一種交付金の交付)

第百九条 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第百七条第一号の交付金（以下「第一種交付金」という。）の額を算定し、当該第一種交付金の額及

び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

- ② 第一種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における前条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。
- ③ 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。
- ④ 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額を公表しなければならない。

(第一種負担金の徴収)

第一百十条 支援機関は、年度ごとに、第百七条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、次に掲げる電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この条において「接続電気通信事業者等」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の接続電気通信事業者等について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の接続電気通信事業者等から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第一種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

- 一 第一種適格電気通信事業者が第百八条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者
 - 二 前号に掲げる電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者その他電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者
 - 三 第一号に規定する電気通信設備、これと接続する電気通信設備又は電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約を締結している電気通信事業者
- ② 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第一種負担金の額を算定

し、第一種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならぬ。

- ③ 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき第一種負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
- ④ 接続電気通信事業者等は、前項の規定による通知に従い、支援機関に対し、第一種負担金を納付する義務を負う。
- ⑤ 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、第一種負担金の額に納付期限の翌日から当該第一種負担金を納付する日までの日数一日につき総務省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。
- ⑥ 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。
- ⑦ 支援機関は、前項の規定による督促を受けた接続電気通信事業者等がその指定の期限までにその督促に係る第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、総務大臣にその旨を申し立てることができる。
- ⑧ 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
 - 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。
- ② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。
- 一 次のいずれかに該当すること。

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。

ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。

二 前項第二号に該当すること。

③ 総務大臣は、一般支援区域が第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき、又は特別支援区域が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、総務省令で定めるところにより、その指定を解除するものとする。

④ 総務大臣は、一般支援区域若しくは特別支援区域の指定をしたとき、又は当該指定を解除したときは、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

(第二種適格電気通信事業者の指定)

第一百十条の三 総務大臣は、支援機関及び支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この条において同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができる。一 総務省令で定めるところにより、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が一以上の支援区域（次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。）の全部を含むこと。

イ 当該支援区域について他の第二種適格電気通信事業者が次項に規定する担当支援区域の指定をされていないこと。

ロ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が第百七条第二号の総務省令で定める規模を超えること。

② 前項の規定により総務大臣が第二種適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域ごとに、当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域（以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。）として指定しなければならない。当該業務区域の範囲に新たな支援区域が含まれることとなつたときも、同様とする。

③ 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当支援区域の指定を解除するものとする。

一 担当支援区域に係る支援区域の指定を解除したとき 当該解除に係る担当支援区域

二 第二種適格電気通信事業者がその担当支援区域について次のイ又はロに該当することとなつたとき 当該イ又はロに定める当該担当支援区域

イ 当該担当支援区域の全部又は一部がその提供する第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなつたとき 当該範囲に含まれないこととなつた当該担当支援区域

ロ 当該担当支援区域が第一項第二号ロに該当しないこととなつたとき 当該同号ロに該当しないこととなつた当該担当支援区域

三 第六項の規定により第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき当該第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域

④ 総務大臣は、第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定及び第二項前段の規定による当該第二種適格電気通信事業者に係る担当支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第二種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当支援区域の指定、前項の規定による担当支援区域の指定の解除又は第六項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。

⑤ 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第二種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。

⑥ 総務大臣は、第二種適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二種適格電気通信事業者から第一項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 次条第三項又は第四項の規定に違反したとき。
- 二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

(第二種交付金の交付)

第一百十条の四 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第百七条第二号の交付金（以下「第二種交付金」という。）の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

② 前項の認可の申請は、一般支援区域又は特別支援区域の区分ごとに第二種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。

③ 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種交付金の額の算定をするための資料として、その担当支援区域ごとに、当該算定の前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

④ 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、同項の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しな

ければならない。

- ⑤ 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、第二種交付金の額を公表しなければならない。

(第二種負担金の徴収)

第一百十条の五 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（次項において準用する第一百十条第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の高速度データ伝送役務提供事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速度データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金

（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

- ② 第百十条第二項から第八項までの規定は、第二種負担金について準用する。この場合において、同条第三項中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者（第百十条の五第一項に規定する高速度データ伝送役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四項から第八項までの規定中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者」と読み替えるものとする。

(資料の提出の請求)

第一百十一条 支援機関は、支援業務を行うため必要があるときは、電気通信事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(区分経理)

第一百十二条 支援機関は、第百七条第一号に掲げる業務に係る経理と同条第二号に掲げる業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

- ② 支援機関は、支援業務以外の業務を行つている場合には、当該業務に係る経理と支援業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(支援業務諮問委員会)

第一百十三条 支援機関には、支援業務諮問委員会を置かなければならない。

- ② 支援業務諮問委員会は、支援機関の代表者の諮問に応じ、第一種交付金及び第二種交付金の額及び交付方法、第一種負担金及び第二種負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。
- ③ 支援業務諮問委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。

(支援機関の指定を取り消した場合における経過措置)

第一百四条 第百十六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。

- ② 前項に定めるもののほか、第百十六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(支援機関への情報提供等)

第一百十五条 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(準用)

第一百十六条 第七十五条第二項第二号から第四号まで、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条から第八十四条まで並びに第九十条の規定は、支援機関について準用する。

- ② 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<表（略）>

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

(第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等)

第五条の二 法第百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

- ② 法第百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

第二章 電気通信事業

第二節 電気通信事業者等の業務

(第二号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務

は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

- 一 F T T Hアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するものをいう。）のうち、データ伝送役務として提供されるもの
 - 二 C A T Vアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十号に規定するものをいう。）のうち、データ伝送役務として提供されるものであつて、次のいずれにも該当するもの
 - イ 光信号伝送用の伝送路設備（利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端に同軸ケーブルが用いられるものに限る。）により構成される端末系伝送路設備を用いて提供されるもの
 - ロ 総務大臣が別に告示する国際的な標準に適合している端末系伝送路設備を用いて提供されるもの
 - 三 専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が専ら利用者の屋内用ルータ（電気通信事業報告規則第一条第二項第二十六号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）と接続される無線設備であつて、電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務を含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。）のうち、データ伝送役務として提供されるもの
- ② 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者のうち、直近の四半期末における第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えない者（第二種適格電気通信事業者を含む。）に対する法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「電気通信事業者」とあるのは「電気通信事業者（第二種適格電気通信事業者に限る。）」と、「基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」とする。
- ③ 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者のうち、四半期末における第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える者（当該四半期末の直前の四半期末における当該契約数が三十万を超えた者に限り、第二種適格電気通信事業者である者を除く。）が当該四半期末後に最初に法第十九条第一項本文の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に

届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「その第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期（当該四半期の直前の四半期末における当該契約数が三十万を超えた場合に限る。）の末日から起算して三月以内に、総務大臣に届け出なければならない」とする。

- ④ 第二種適格電気通信事業者（直近の四半期末における第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える者を除く。）が最初に法第十九条第一項本文の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「第百十条の三第一項の規定により第二種適格電気通信事業者の指定を受けた日から起算して三月以内に、総務大臣に届け出なければならない」とする。
- ⑤ 前三項の場合において、法第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条の三第二項から第四項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、第十五条中「その実施の日の七日前まで」とあるのは「第十四条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合にあつてはその第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期（当該四半期の直前の四半期末における当該契約数が三十万を超えた場合に限る。）の末日から起算して三月以内、同条第四項の規定により読み替えて適用する場合にあつては法第百十条の三第一項の規定により第二種適格電気通信事業者の指定を受けた日から起算して三月以内」とする。
- ⑥ 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（専ら卸電気通信役務を利用して当該第二号基礎的電気通信役務を提供する者に限り、電気通信回線設備を設置する者を除く。）に対する法第四十一条第二項、法第四十二条第四項、法第四十四条第一項、法第四十四条の三第一項及び法第四十五条第一項の規定の適用については、法第四十一条第二項中「並びに専ら」とあるのは「、専ら」と、「を除く」とあるのは「並びに専ら卸電気通信役務を利用して第二号基礎的電気通信役務を提供する者の当該第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く」とする。

（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備）

第十四条の四 法第七条第二号の総務省令で定める専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。

（第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務

区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

- 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位業務区域の全世帯数に占める当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨
 - 二 前号に規定する場合に該当し、かつ、第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が一年を超えないときは、その旨
 - 三 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるかどうかの別その他必要な事項
- ② 前項の規定による報告を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第十四条の五第一項」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

（基礎的電気通信役務の契約約款の届出）

第十五条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十三の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（基礎的電気通信役務の契約約款の届出を要しない提供条件）

第十六条 法第十九条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項以外のものとする。

- 一 電気通信役務の名称及び内容
- 二 電気通信役務に関する料金（手数料その他これに類する料金を除く。）
- 三 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項
- 四 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- 五 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
- 六 重要通信の取扱方法
- 七 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項
- 九 有効期間を定めるとときは、その期間

（基礎的電気通信役務の料金の減免の基準）

第十七条 法第十九条第四項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。

- 一 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通

- 報する通信
- 二 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する通信
 - 三 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命又は財産の危険を通報する通信
 - 四 災害に際し罹災者より行う通信及び電気通信事業者が罹災地に特設する電気通信設備から行う通信
 - 五 警察機関又は海上保安機関に犯罪について通報する通信
 - 六 消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通信及び海上保安機関に人命の救護を求める通信

第五節 基礎的電気通信役務支援機関

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

- 第四十条の四の五** 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 一 財務諸表
 - 二 第二字基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）
 - 三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
 - 四 第二字基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類
 - 五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類
 - ロ 当該特別支援区域における当該第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び当該第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の四の計画書（以下この章において「特別支援区域整備・役務提供計画書」という。）
 - ② 前項（第五号イに係る部分に限る。）の規定による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の四の五第一項（第五号イに係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

(第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等)

第四十条の四の六 法第百十条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

- 一 第二号基礎的電気通信役務収支表
- 二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書
- ② 前項各号に掲げる書類の公表は、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、法第百十条の三第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
- ③ 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 財務諸表
- 二 第二号基礎的電気通信役務収支表
- 三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
- 四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類
- 五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるかどうかの別その他必要な事項
 - ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書
- ② 前項（第五号イに係る部分に限る。）の規定による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の五の二第一項（第五号イに係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)

第四十条の六の二 法第百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。

一 一般支援区域 百分の五十二

特別支援区域 百分の十

- ② 法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める規模は、単位区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合は百分の五十とする。

(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)

第四十条の六の三 法第百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、一年とする。

(法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ハ 自営等BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
 - ニ IP-VPNサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
 - ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
 - チ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

(法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位)

第四十条の八の二 法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。

- ② 前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。

(一般支援区域等の指定等)

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、ま

た、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

(法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法)

第四十条の八の四 法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

- 一 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額
- 二 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額

(地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合)

第四十条の八の五 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模
 - 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性
- ② 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。一当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合